

くるめ

子どもの笑顔プラン

〔久留米市子ども・子育て支援事業計画〕



平成27年3月
久留米市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 久留米市の子ども・子育て支援の基本的考え方	1
2. 子ども・子育て支援の推進と本計画	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の体系	4
5. 児童人口の推計	5
第2章 幼児期の学校教育・保育	6
1. 教育・保育施設の現状と課題	6
2. 教育・保育のニーズ量推計と対応策	7
第3章 地域子ども・子育て支援事業	23
1. 妊婦健康診査事業	24
2. 乳児家庭全戸訪問事業	25
3. 地域子育て支援拠点事業	26
4. 利用者支援事業	27
5. 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	29
6. 子育て短期支援事業	34
7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕	35
8. 一時預かり事業	36
9. 延長保育事業	40
10. 病児保育事業	41
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	42
12. その他事業	47
第4章 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	48
1. 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方	48
2. 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供	49
3. 幼保小連携等の取り組みの推進	51
第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策	52
1. 子ども・子育てに係る切れ目のない支援	52
2. 子ども・子育てに係る経済的支援	53
3. 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用確保	54
4. 児童虐待の防止	55
5. きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援	56
6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みの推進	58
7. 主要施策一覧	59
第6章 計画の推進	62
1. 計画推進の方策	62
資料編	63
1. 人口等の状況	63
2. 教育・保育施設等の状況	70
3. ニーズ調査（久留米市子育てに関するアンケート調査）の結果	74
4. グループインタビューの結果	82
5. 計画策定の経緯等	85

第1章 計画策定にあたって

1 久留米市の子ども・子育て支援の基本的考え方

基本理念

子どもの笑顔があふれるまちづくり

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもたちが持っている様々な可能性や能力を存分に発揮できるよう、子どもの育ちや子育てを支えていくことは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の久留米市を担っていく人材を育成していく基礎となる重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

しかしながら、子どもの育ちや子育てを取り巻く状況は厳しく、雇用の不安定化をはじめとする経済的状況から、結婚や出産についての希望をあきらめる人々がいたり、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいたりします。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、親族や近隣住民からの支援や協力を得ることが困難な状況や、赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることによる子育ての孤立化や不安感、負担感が増大しており、「親育ち」の過程を支援することも必要となっています。

さらに青少年期に入っても、いじめ、非行、引きこもり、不登校といった青少年期の問題行動の増加や、インターネットの普及に伴う有害情報の氾濫、子どもを狙った犯罪の増加や子どもが加害者となる犯罪が起こるなど、環境や課題が多様化、複雑化してきており、憂慮すべき現状となっています。

このような環境の中で、子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するためには、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」を社会全体で守っていきながら、性別や年齢に関係なく、お互いの個性や違いを認め合い、生まれ育った環境によって左右されることなく成長できるように、社会全体で子どもの育ちや子育てを支援していく必要があります。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であり出発点であることを前提に、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添うことです。子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことで、より良い親子関係と子どもの育ちを実現していきます。

子どもの権利を守り、人権の尊重や男女共同参画などの視点を踏まえながら、子どもの育ちや子育てを支援していくことで、久留米市が、子どものいきいきとした明るい笑顔と子育ての喜びに満ちあふれた保護者の笑顔、そしてそこへ優しく手を差し伸べる地域の笑顔に包まれたまちになるように、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」を基本理念として、子ども・子育て支援に取り組みます。

このような基本理念を具現化する4つの基本視点を設定します。

(1) 子どもの幸せを最優先する

子ども・子育て支援は、すべての子どもの健やかな育ちのためにあるものです。子どもに対する支援と保護者に対する支援により、より良い親子関係を築いていけるよう支援し、子どものより良い育ちを実現していきます。

また、家庭の貧困の状況などにより子どもの育ちや自立が制約されることのないよう、子どもの幸せを中心に据えた施策展開を図ります。

(2) 利用者の視点に立った切れ目なく質の高い支援を行う

子ども・子育て支援は、結婚・妊娠・出産期から就学前、就学後とおおむね18歳までのライフステージを想定するものです。その間、保健・医療や保育、福祉、学校教育といったさまざまな行政分野が支援を担っていくこととなりますが、利用者の視点に立った切れ目のない支援を行うとともに、行政・民間事業者ともに従事者の質の向上を図ります。

(3) すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支える

保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であることを前提としつつ、子ども・子育て支援を地域や社会全体で行います。

子ども・子育て支援は、仕事と生活の調和がとれる働き方や、子どもたちが安心して楽しく過ごせる安全な地域づくりの実現などもその重要な要素として含みます。家庭や地域、事業所や行政など、様々な主体が協働して取り組みます。

(4) 次世代を育む親となるための支援に取り組む

子どもたちが豊かな人間性を形成し、夢と希望を持って成長し、自立して生活ができるように、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視野に立って、人権の尊重や男女共同参画の視点を踏まえながら、施策の実施に取り組めます。

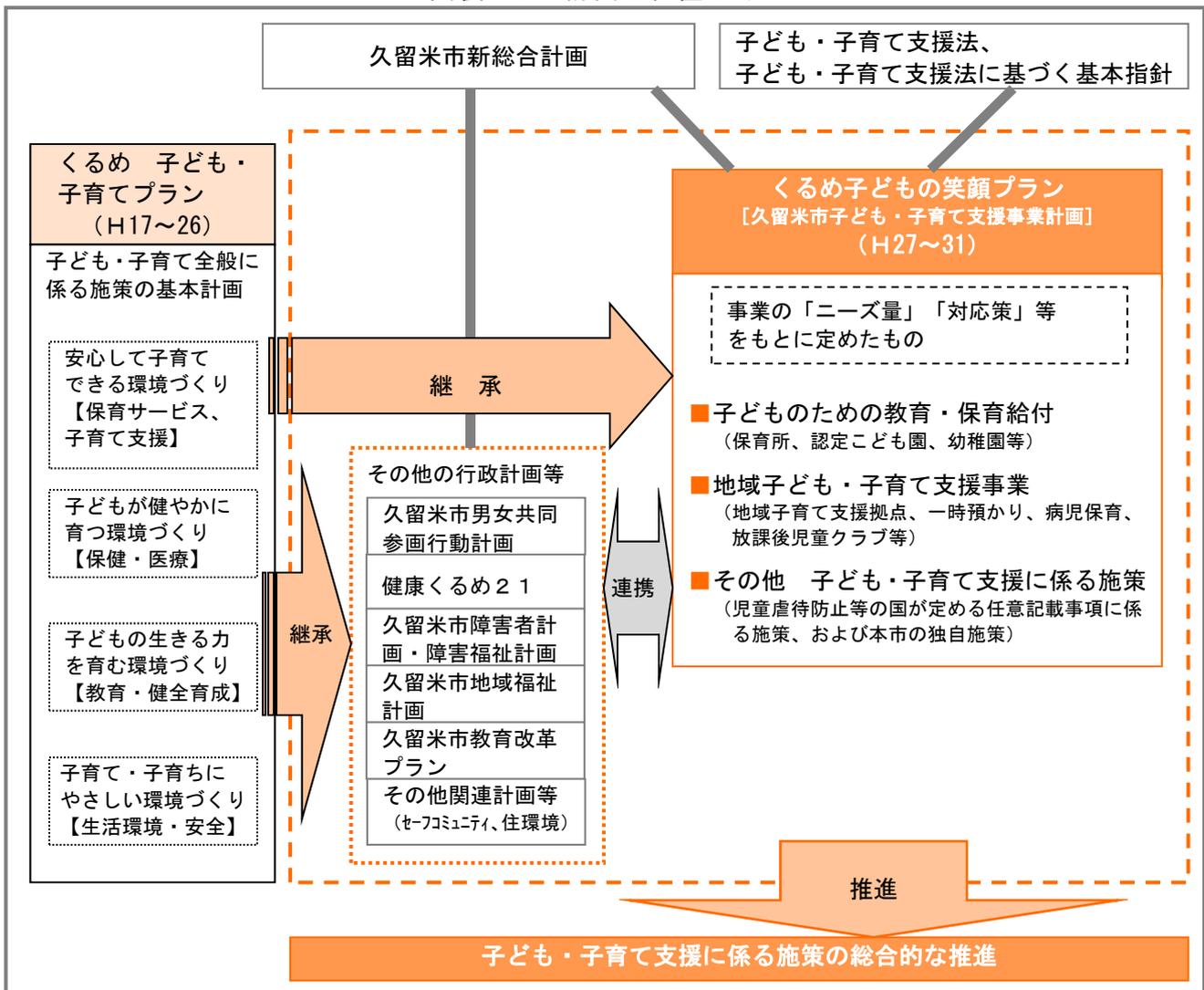
また、多くの子どもは、保護者が自分を育ててくれた体験や育った環境を通して、子育てについて学んでいくことから、現状の子育て支援という視点のみならず、次世代を育む親になるための支援という視点を重視しながら保護者支援に取り組んでいきます。

2 子ども・子育て支援の推進と本計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として「久留米市新総合計画」を最上位として定めるものです。法の規定に基づき、今後 5 年間の幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要量を見込み、その供給体制の確保を図る事業計画となっています。

これまで本市が次世代育成支援対策推進法に基づき推進してきた「くるめ 子ども・子育てプラン」の考え方を継承し、同じく保健・医療、教育、まちづくり等の分野で当該計画を継承するそのほかの行政計画と一体となって、本市の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

図表－1 計画の位置づけ

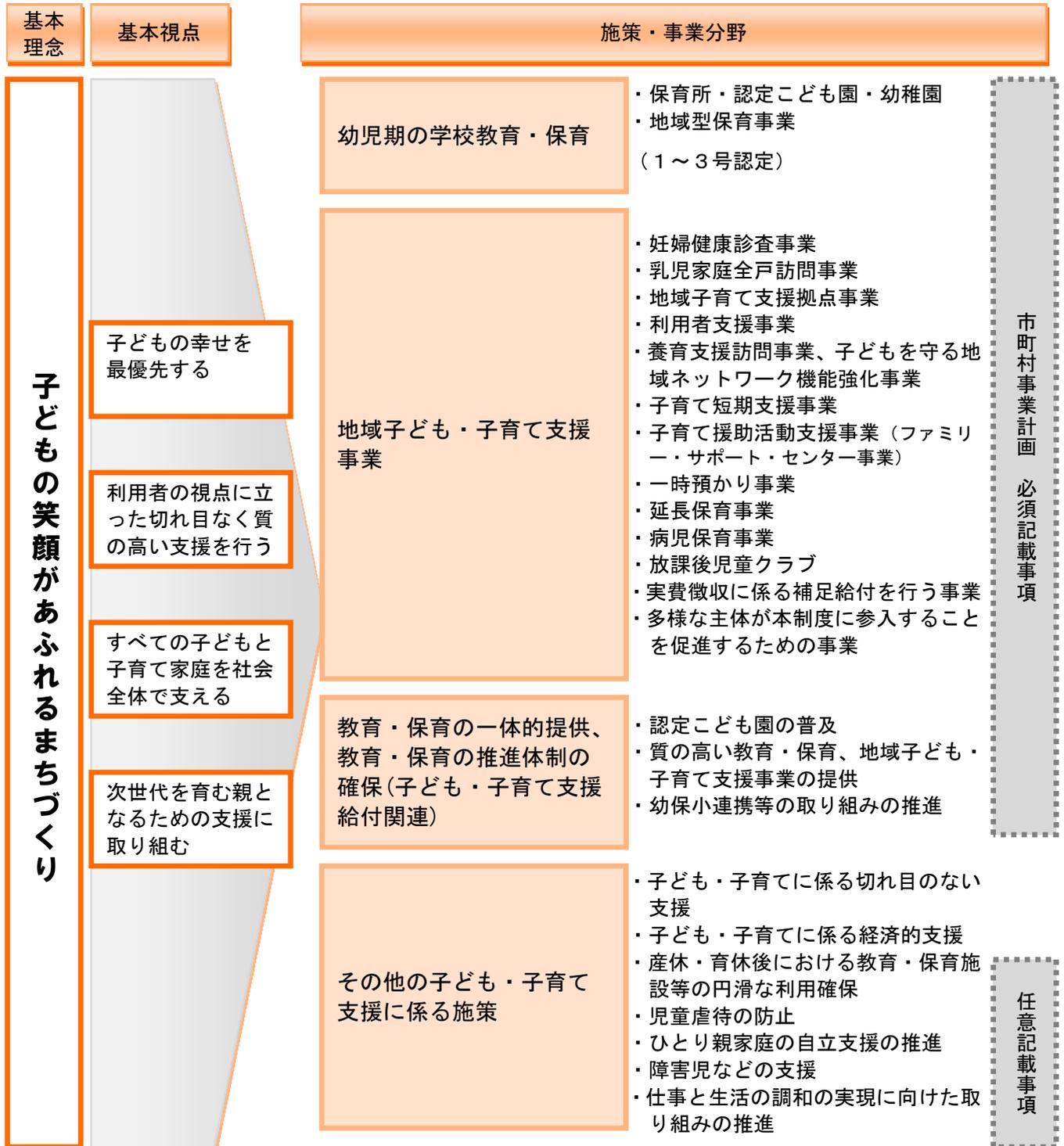


3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間とします。なお、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

4 計画の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本視点のもと、以下の体系により、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の総合的な子育て支援施策の展開を図ります。



5 児童人口の推計

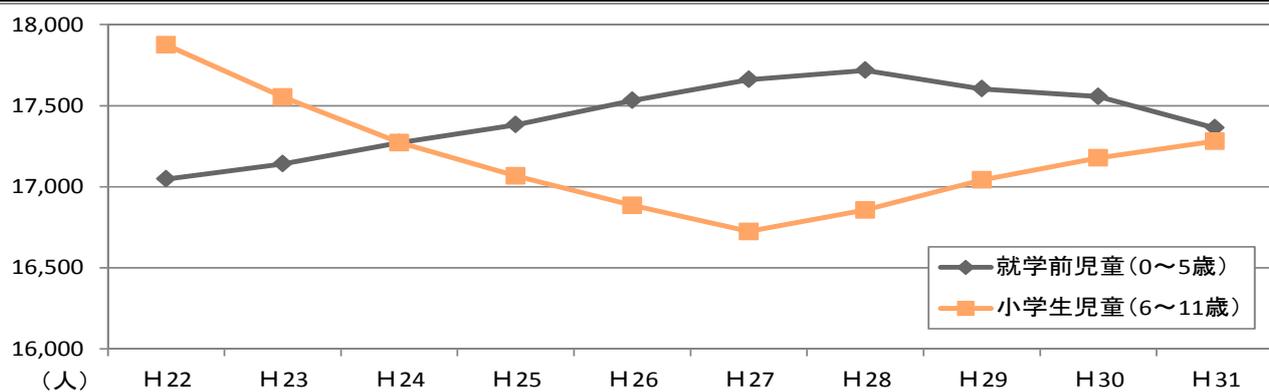
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の前提となる就学前児童・小学生の人口について、コーホート変化率法¹をもとに推計した結果は下表のとおりです。

就学前児童人口は、過去 5 年間上昇し続けており、今後も平成 28 年度の 17,718 人まで上昇を続けますが、平成 28 年度をピークに減少に転じるものと見込まれます。

一方、小学生児童人口は、過去 5 年間減少し続けており、平成 27 年度の 16,724 人まで減少するものの、その後は増加に転じ、平成 31 年度には 17,281 人に達するものと見込まれます。

図表－2 就学前児童・小学生児童の人口推計 (単位：人)

		実績値					推計値				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就学前児童	0歳	2,830	2,906	2,825	2,914	2,871	2,812	2,784	2,756	2,734	2,710
	1歳	2,887	2,896	2,992	2,888	2,989	2,962	2,900	2,871	2,842	2,819
	2歳	2,845	2,882	2,905	3,011	2,907	3,029	3,003	2,941	2,912	2,883
	3歳	2,910	2,815	2,854	2,909	3,013	2,924	3,047	3,019	2,955	2,926
	4歳	2,744	2,908	2,799	2,854	2,884	3,023	2,933	3,056	3,028	2,966
	5歳	2,831	2,734	2,896	2,806	2,868	2,911	3,051	2,961	3,085	3,058
	0～5歳 計	17,047	17,141	17,271	17,382	17,532	17,661	17,718	17,604	17,556	17,362
小学生児童	6歳	2,776	2,803	2,736	2,877	2,799	2,860	2,879	2,995	2,882	2,979
	7歳	2,999	2,753	2,797	2,715	2,860	2,784	2,845	2,864	2,979	2,866
	8歳	2,994	2,992	2,739	2,786	2,724	2,854	2,778	2,839	2,858	2,973
	9歳	3,012	2,974	2,995	2,721	2,784	2,719	2,849	2,773	2,834	2,853
	10歳	3,010	3,018	2,979	2,988	2,718	2,782	2,717	2,847	2,771	2,832
	11歳	3,084	3,014	3,027	2,980	3,000	2,725	2,789	2,724	2,854	2,778
	6～11歳 計	17,875	17,554	17,273	17,067	16,885	16,724	16,857	17,042	17,178	17,281



資料／平成 22～24 年度（実績値）：住民基本台帳人口及び外国人登録人口（4 月 1 日現在）

平成 25～26 年度（実績値）：住民基本台帳人口（4 月 1 日現在）

※住民基本台帳法の改正により、平成 25 年度以降は住民基本台帳人口に外国人住民を含んでいる

平成 27～31 年度（推計値）：コーホート変化率法などによる推計値（年度末現在）

¹ コーホート変化率法：

「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

第 2 章 幼児期の学校教育・保育

1 教育・保育施設の現状と課題

(1) 本市の教育・保育提供体制の現状と課題

幼児期の学校教育・保育について、現在は、3 歳児から 5 歳児で幼児教育を希望する場合は「幼稚園」、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合は「保育所」というように、子どもが利用する施設は、保護者の就労状況等に大きく左右されています。

本市の保育所は、平成 26 年度で公立 12 施設、私立 63 施設（幼保連携型・保育所型認定こども園含む）、合計 75 施設、総定員 8,278 人ですが、共働き家庭やひとり親家庭等の増加を背景に、近年の少子化傾向にも関わらず、保育所への入所希望者は年々増加しています。こうした需要の高まりに対応するためここ 5 年間で約 1,100 人の保育定員を増やし、その結果入所児童数も約 1,650 人増えました。しかし依然として待機児童が発生しており、さらなる受け入れ体制の確保が必要となっています。

一方、幼稚園は、私立 29 施設（幼保連携型・幼稚園型認定こども園含む）、総定員は 5,662 人ですが、多くの幼稚園で在籍児童数の減少により、空き教室が発生している状況となっています。

また、認可を受けない保育施設として市内には届出保育施設が 12 施設、事業所内保育施設が 19 施設あり 400 人を超える児童が利用しています。これらの施設は、市が立ち入り調査を行うなど児童の安全・衛生面や保育の質の確保を図っています。

こうした教育・保育施設の現状を踏まえ、今後 5 年間の利用ニーズを的確に見込んだ整備計画を立てることが必要です。

2 教育・保育のニーズ量推計と対応策

(1) 教育・保育提供区域の設定

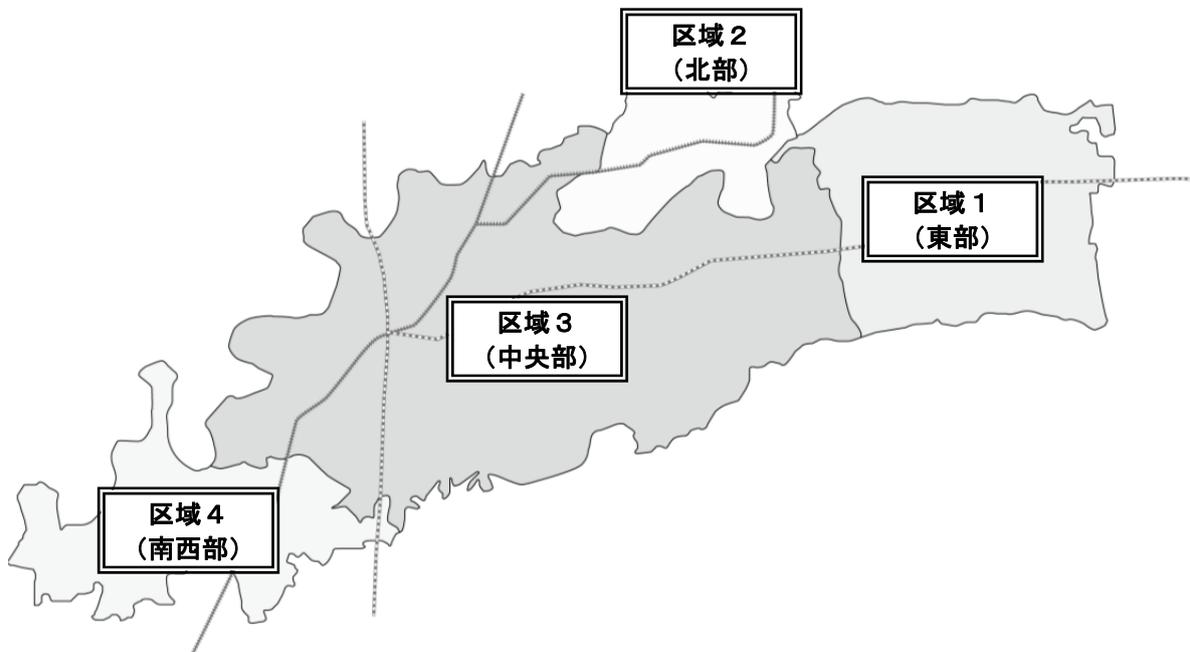
「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、教育・保育のニーズ量並びに対応策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

この教育・保育提供区域は、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める」とされています（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

本市では、市内の地理的条件や現在の子どもの教育・保育施設への通園状況等を総合的に勘案し、教育・保育に係る提供区域を、下図の4区域で設定します。

なお、この区域設定はその区域内での利用を義務付けるものではありません。あくまで計画において、需給バランスを確認し、施設整備等の判断を行う単位として区域を設定します。

図表-3 教育・保育提供区域（4区域）の設定



区域	地区	該当小学校区 (46 校区)	幼稚園数	保育所数	認定こども園数
区域1	東部	船越・水縄・田主丸・水分・竹野・川会・柴刈	2	6	0
区域2	北部	弓削・北野・大城・金島	0	5	1
区域3	中央部	西国分・荘島・日吉・篠山・京町・南薫・鳥飼・長門石・小森野・金丸・東国分・御井・南・合川・山川・上津・高良内・宮ノ陣・山本・草野・安武・荒木・大善寺・善導寺・大橋・青峰・津福	12	51	12
区域4	南西部	城島・下田・江上・青木・浮島 西牟田・犬塚・三瀧	1	7	2

(2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は以下の3つです。

図表-4 教育・保育の認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

※1 保育の必要性は保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る保護者の就労時間の下限を1月あたり64時間としています。

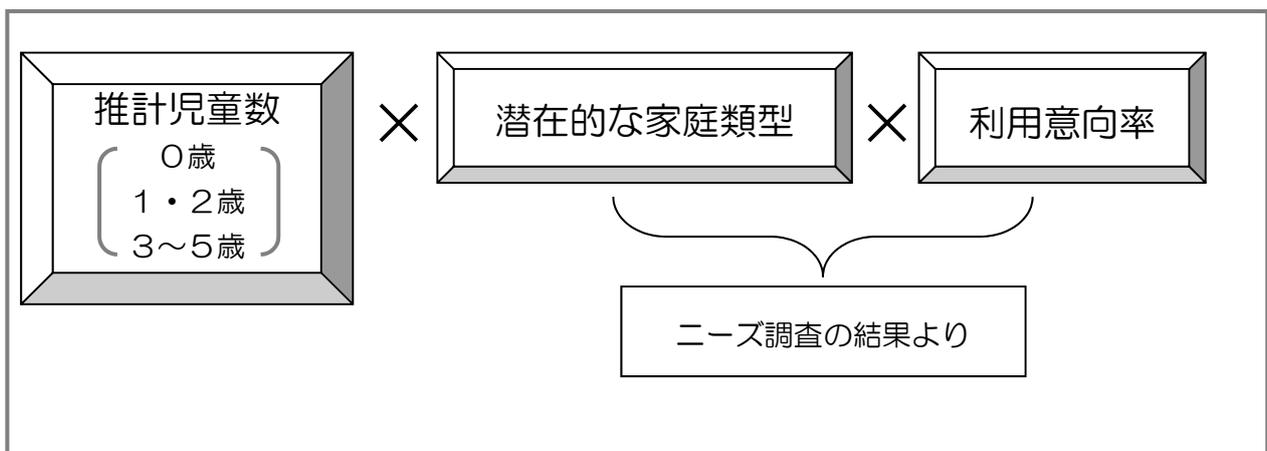
(3) ニーズ量の算出方法

国が示したニーズ量の算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況、施設や事業の利用意向等から設定した教育・保育提供区域ごと、認定区分（1～3号）ごとにニーズ量（必要利用定員総数）を算出しました。

保護者の就労状況や利用意向は、本計画策定のための基礎資料としてニーズ調査（久留米市子育てに関するアンケート調査）の回答結果を使用しています。

また、市内での区域を越えた教育・保育施設の利用実態を考慮し、市外居住者の利用については他市町村と調整を行った結果を反映しています。

図表-5 教育・保育のニーズ量の算出方法（イメージ）



※潜在的な家庭類型：子どもの父母の有無やその就労状況等の現在の家庭の状況に、ニーズ調査で把握した母親の今後の就労希望を反映して整理した家庭類型のこと（例：フルタイム同士の共働き家庭、フルタイムとパートタイムの共働き家庭 など）。

(4) ニーズ量と対応策の見方

(2) のとおり、1号認定については幼稚園等、2号認定については保育所等で確保することが基本となりますが、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い分のニーズ量は1号認定分と合わせて幼稚園等で確保します。

図表7～10においては、(3)により算出したニーズ量を年度ごとに上段の横軸に(a)として表示し、対応策1(b)として現状での提供体制を計上しています。ここで計上している施設、事業は以下のとおりです。いずれも、当該年度末時点の数値です。

図表－6 教育・保育に関する施設・事業

施設		概要
特定 教育・ 保育 施設	保育所	保護者の就労、疾病その他の事由によって保育が必要な乳児、幼児を保育する施設。保育と一体的に教育も実施される。
	幼稚園	3歳以上の子どもが小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の学校教育を受ける施設で、新制度に移行し給付を受けるもの。
	認定こども園	保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持つ施設。幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型の4つの種類がある。
確認を受けない幼稚園		幼稚園のうち新制度に移行せずこれまで同様の運営を行うもの。
届出保育施設等		認可は受けていないが乳幼児を保育し、市に届出を行い立入調査を受けている保育施設。

※上記以外に、特定地域型保育事業として、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4種類があります。

その上で(b)－(a)で過不足分を算出しています。対応策2では平成27年度以降に予定されている施設整備等の対応策を計上しています。各年度で計上した対応策2の数値については翌年度以降は対応策1に計上しています。

(5) 区域ごとのニーズ量と対応策

4区域ごとのニーズ量と対応策は以下のとおりです。0歳から5歳児の保育ニーズについては、区域1（東部）・区域3（中央部）で、対応策に不足が生じることが見込まれています。このため、認可施設における定員増などに取り組み、待機児童解消加速化プランにおいて年次目標としている平成29年度末までに不足を解消していきます。

あわせて待機児童の発生の一因である保育士不足という現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士の確保に努め、これらの受入体制確保の計画をより実効性のあるものとしていきます。

① 区域1〔東部〕

【ニーズ量】

1号認定は、計画期間内を通して150人分の需要で一定しており、対応策に不足は生じません。

2号認定は、平成28年度から平成31年度までが380人分の需要でピークとなります。このうち、平成28年度と平成29年度に10人分の不足が見込まれます。

3号認定のうち0歳は計画期間内を通して70人分の需要があり一定しています。このうち、平成27年度から平成29年度までは20人分の不足が見込まれます。

1・2歳は平成27年度において200人分の需要があり10人分の不足となりますが、平成28年度以降は需要が190人分で一定となり不足は生じません。

【対応策】

1号認定については確認を受けない幼稚園を、2・3号認定については特定教育・保育施設を対応策としています。

また、他市町村を含む区域外での対応策をすべての認定区分において見込んでいます。

2・3号認定においてこれらの対応策（対応策1）で生じている不足分については、認可施設の定員増等（対応策2）によって平成29年度末までに対応策の不足を解消していきます。

図表一7 教育・保育のニーズ量と対応策（区域1〔東部〕）（単位：人）

区域1（東部）		平成27年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	130	360		260	
	区域外から	10	10	20	0	10
	計	150	370	370	70	200
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	0		350	40	170
	確認を受けない幼稚園	280				
	届出保育施設等			0	0	0
	区域外へ	20		20	10	20
	計	300		370	50	190
(b) - (a)		150		0	▲ 20	▲ 10
					▲ 30	
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			▲ 30	

区域1（東部）		平成28年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	130	370		250	
	区域外から		10	360	70	180
	計		150	380	70	190
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	0	350		40	170
	確認を受けない幼稚園	280				
	届出保育施設等		0	0	0	0
	区域外へ	20	20	10	20	
	計	300	370	50	190	
(b) - (a)		150	▲ 10	▲ 20	0	
			▲ 30			
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			▲ 30	

区域1（東部）		平成29年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	130	370		250	
	区域外から		10	360	70	180
	計		150	380	70	190
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	0	350		40	170
	確認を受けない幼稚園	280				
	届出保育施設等		0	0	0	0
	区域外へ	20	20	10	20	
	計	300	370	50	190	
(b) - (a)		150	▲ 10	▲ 20	0	
			▲ 30			
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			30	
	計	0			30	
過不足		0			0	

区域1（東部）		平成30年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	130	370		250	
	区域外から		10	20	70	180
	計		150	380	70	190
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	0	360	60	170	
	確認を受けない幼稚園	280				
	届出保育施設等		0	0	0	
	区域外へ	20	20	10	20	
	計	300	380	70	190	
(b) - (a)		150	0	0	0	
対応策2	予定されている施設整備	0		0		
	認可施設の定員増等	0		0		
	計	0		0		
過不足		0		0		

区域1（東部）		平成31年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	130	370		250	
	区域外から		10	20	70	180
	計		150	380	70	190
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	0	360	60	170	
	確認を受けない幼稚園	280				
	届出保育施設等		0	0	0	
	区域外へ	20	20	10	20	
	計	300	380	70	190	
(b) - (a)		150	0	0	0	
対応策2	予定されている施設整備	0		0		
	認可施設の定員増等	0		0		
	計	0		0		
過不足		0		0		

② 区域2 [北部]

【ニーズ量】

1号認定は、平成27年度に300人分の需要があり20人分の不足となります。平成28年度は290人分の需要があり10人分の不足となります。平成29年度以降は280人分の需要で一定となり不足は生じません。

2号認定は、平成28年度から平成30年度までが350人分の需要でピークとなりますが、計画期間内を通して不足は生じません。

3号認定のうち0歳は計画期間内を通して65人分の需要で一定しており、不足は生じません。

1・2歳も計画期間内を通して175人分の需要で一定しており、不足は生じません。

【対応策】

1号認定については特定教育・保育施設を、2・3号認定については特定教育・保育施設と届出保育施設等を対応策としています。

また、他市町村を含む区域外での対応策をすべての認定区分において見込んでいます。

図表-8 教育・保育のニーズ量と対応策（区域2 [北部]）（単位：人）

区域2（北部）		平成27年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	170	340		210	
	区域外から		10	330	60	150
	計	300	340	65	175	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	240	290		40	170
	確認を受けない幼稚園	0				
	届出保育施設等		0	10	0	
	区域外へ	40	60	15	25	
	計	280	350	65	195	
(b) - (a)		▲ 20	10	0	20	
			30			
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		▲ 20			0	

区域2（北部）		平成28年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	170	350		210	
	区域外から		10	340	60	150
	計	290	350	65	175	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	240	290	40	170	
	確認を受けない幼稚園	0				
	届出保育施設等		0	10	0	
	区域外へ	40	60	15	25	
	計	280	350	65	195	
(b) - (a)		▲ 10	0	0	20	
対応策2	予定されている施設整備	0		0		
	認可施設の定員増等	0		0		
	計	0		0		
過不足		▲ 10		0		

区域2（北部）		平成29年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	170	350		210	
	区域外から		100	10	5	25
	計	280	350	65	175	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	240	290	40	170	
	確認を受けない幼稚園	0				
	届出保育施設等		0	10	0	
	区域外へ	40	60	15	25	
	計	280	350	65	195	
(b) - (a)		0	0	0	20	
対応策2	予定されている施設整備	0		0		
	認可施設の定員増等	0		0		
	計	0		0		
過不足		0		0		

区域2（北部）		平成30年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	170	350		210	
	区域外から		10	340	60	150
	計		100	10	5	25
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	240	290		40	170
	確認を受けない幼稚園	0				
	届出保育施設等		0		10	0
	区域外へ	40	60		15	25
	計	280	350		65	195
(b) - (a)		0	0		0	20
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			0	

区域2（北部）		平成31年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	170	340		210	
	区域外から		10	330	60	150
	計		100	10	5	25
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	240	290		40	170
	確認を受けない幼稚園	0				
	届出保育施設等		0		10	0
	区域外へ	40	60		15	25
	計	280	350		65	195
(b) - (a)		0	10		0	20
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			0	

③ 区域 3 [中央部]

【ニーズ量】

1号認定は、平成30年度に2,880人分の需要でピークとなりますが計画期間内を通して不足は生じません。

2号認定は、平成30年度に4,350人分の需要でピークとなります。このうち、平成27年度に185人分と平成28年度に45人分の不足が見込まれます。平成29年度以降は不足は生じません。

3号認定のうち0歳は平成27年度に840人分の需要でピークとなります。このうち、平成27年度に15人分と平成28年度に5人分の不足が見込まれます。平成29年度以降は不足は生じません。

1・2歳は平成27年度に2,400人分の需要でピークとなります。このうち平成27年度に60人分と平成28年度に30人分の不足が見込まれます。平成29年度以降は不足は生じません。

【対応策】

1号認定については特定教育・保育施設及び確認を受けない幼稚園を、2・3号認定については特定教育・保育施設と届出保育施設等に対応策としています。また、他市町村を含む区域外での対応策をすべての認定区分において見込んでいます。

2・3号認定においてこれらの対応策（対応策1）で生じている不足分については平成27・28年度にかけて予定している施設整備による定員増（対応策2）によって平成29年度末までに解消していきます。

図表-9 教育・保育のニーズ量と対応策（区域3 [中央部]）（単位：人）

区域3（中央部）		平成27年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	2,410	4,400		3,120	
	区域外から		300	4,100	810	2,310
	計	2,820	4,250	840	2,400	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	1,155	3,720		630	2,220
	確認を受けない幼稚園	2,630				
	届出保育施設等		200	160	60	
	区域外へ	110	145	35	60	
	計	3,895	4,065	825	2,340	
(b) - (a)		1,075	▲ 185	▲ 15	▲ 60	
			▲ 260			
対応策2	予定されている施設整備	0			220	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			220	
過不足		0			▲ 40	

区域3 (中央部)		平成28年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1~2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	2,460	4,480		3,080	
	区域外から		300	4,180	800	2,280
	計	110	150	30	90	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	1,155	3,940	630	2,220	
	確認を受けない幼稚園	2,630				
	届出保育施設等		200	160	60	
	区域外へ	110	145	35	60	
	計	3,895	4,285	825	2,340	
(b) - (a)		1,025	▲ 45	▲ 5	▲ 30	
			▲ 80			
対応策2	予定されている施設整備	0		70		
	認可施設の定員増等	0		0		
	計	0		70		
過不足		0		▲ 10		

区域3 (中央部)		平成29年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1~2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	2,460	4,480		3,040	
	区域外から		300	4,180	800	2,240
	計	110	150	30	90	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	1,155	4,005	635	2,220	
	確認を受けない幼稚園	2,630				
	届出保育施設等		200	160	60	
	区域外へ	110	145	35	60	
	計	3,895	4,350	830	2,340	
(b) - (a)		1,025	20	0	10	
			30			
対応策2	予定されている施設整備	0		0		
	認可施設の定員増等	0		0		
	計	0		0		
過不足		0		0		

区域3 (中央部)		平成30年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	2,470	4,500		3,010	
	区域外から		300	4,200	790	2,220
	計	110	150	30	90	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	1,155	4,005	635	2,220	
	確認を受けない幼稚園	2,630				
	届出保育施設等		200	160	60	
	区域外へ	110	145	35	60	
	計	3,895	4,350	830	2,340	
(b) - (a)		1,015	0	10	30	
			40			
対応策2	予定されている施設整備	0		0		
	認可施設の定員増等	0		0		
	計	0		0		
過不足		0		0		

区域3 (中央部)		平成31年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	2,430	4,440		2,980	
	区域外から		300	4,140	780	2,200
	計	110	150	30	90	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	1,155	4,005	635	2,220	
	確認を受けない幼稚園	2,630				
	届出保育施設等		200	160	60	
	区域外へ	110	145	35	60	
	計	3,895	4,350	830	2,340	
(b) - (a)		1,055	60	20	50	
			130			
対応策2	予定されている施設整備	0		0		
	認可施設の定員増等	0		0		
	計	0		0		
過不足		0		0		

④ 区域4 [南西部]

【ニーズ量】

1号認定は、計画期間内を通して295人分の需要で一定しており、対応策に不足は生じません。

2号認定は、平成30年度に620人分の需要でピークとなりますが、計画期間内を通して不足は生じません。

3号認定のうち0歳は計画期間内を通して100人分の需要で一定しており、不足は生じません。

1・2歳は平成27年度から平成28年度までが320人分の需要でピークとなりますが、計画期間内を通して不足は生じません。

【対応策】

1号認定については特定教育・保育施設及び確認を受けない幼稚園を、2・3号認定については特定教育・保育施設と届出保育施設等を対応策としています。また、他市町村を含む区域外での対応策をすべての認定区分において見込んでいます。

図表-10 教育・保育のニーズ量と対応策（区域4 [南西部]）（単位：人）

区域4（南西部）		平成27年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	270	570		370	
	区域外から	15	10	560	90	280
	計	295	600	100	320	
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	165	600		60	340
	確認を受けない幼稚園	140				
	届出保育施設等		0		30	10
	区域外へ	130	80		20	40
	計	435	680		110	390
(b) - (a)		140	80		10	70
					160	
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			0	

区域4（南西部）		平成28年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	270	580		370	
	区域外から		10	570	90	280
	計		15	40	10	40
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	165	600		60	340
	確認を受けない幼稚園	140				
	届出保育施設等		0		30	10
	区域外へ	130	80		20	40
	計	435	680		110	390
(b) - (a)		140	70		10	70
					150	
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			0	

区域4（南西部）		平成29年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	270	580		360	
	区域外から		10	570	90	270
	計		15	40	10	40
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	165	600		60	340
	確認を受けない幼稚園	140				
	届出保育施設等		0		30	10
	区域外へ	130	80		20	40
	計	435	680		110	390
(b) - (a)		140	70		10	80
					160	
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			0	

区域4（南西部）		平成30年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	270	590		360	
	区域外から		10	580	90	270
	計		15	40	10	40
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	165	600		60	340
	確認を受けない幼稚園	140				
	届出保育施設等		0		30	10
	区域外へ	130	80		20	40
	計	435	680		110	390
(b) - (a)		140	60		10	80
					150	
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			0	

区域4（南西部）		平成31年度				
		1号 教育のみ	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1～2歳
ニーズ量 (a)	区域の居住者	270	580		350	
	区域外から		10	570	90	260
	計		15	40	10	40
対応策1 (b)	特定教育・保育施設	165	600		60	340
	確認を受けない幼稚園	140				
	届出保育施設等		0		30	10
	区域外へ	130	80		20	40
	計	435	680		110	390
(b) - (a)		140	70		10	90
					170	
対応策2	予定されている施設整備	0			0	
	認可施設の定員増等	0			0	
	計	0			0	
過不足		0			0	

(6) 保育利用率

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、3号認定に該当する子どもについて、「保育利用率」（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）の各年度の目標値を定めることとされています。

■保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$$

各年度の「ニーズ量」が確保すべき利用定員の目標数となることから、本市の目標値は「ニーズ量(3号認定子ども)÷推計人口(0~2歳)」により算出された以下の数値を設定します。

図表-11 保育利用率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計人口(A) (0~2歳)	8,803人	8,687人	8,568人	8,488人	8,412人
ニーズ量(B)	4,170人	4,120人	4,070人	4,040人	4,000人
保育利用率の 目標値 (B) / (A)	47.4%	47.4%	47.5%	47.6%	47.6%

(各年度末現在)

第3章 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定める13の事業をいい、市町村がこの事業計画に従って実施することとされているものです。

図表－12 本市の地域子ども・子育て支援事業

分野	国の事業名	本市の事業名
妊娠・出産時の支援	(1) 妊婦健康診査事業	◇妊婦健康診査事業
	(2) 乳児家庭全戸訪問事業	◇新生児訪問事業 ◇こんにちは赤ちゃん事業
子育て交流ひろば	(3) 地域子育て支援拠点事業	◇地域子育て支援センター事業 ◇地域子育て促進事業 ◇つどいの広場事業 ◇児童センター運営事業
子育てサービスの利用者支援	(4) 利用者支援事業	◇（仮称）子ども総合相談事業
きめ細やかな見守り	(5)-1 養育支援訪問事業	◇エンゼル支援訪問事業 ◇養育環境改善家事援助事業 ◇不登校児童生徒訪問指導事業
	(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	◇要保護児童対策地域協議会事業
一時的な預かり、付加的な保育事業	(6) 子育て短期支援事業	◇子育て支援短期利用事業
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	◇ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業	◇一時保育事業 ◇認定こども園の一時預かり事業
	(9) 延長保育事業	◇延長保育事業
学童保育	(10) 病児保育事業	◇病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童クラブ	◇学童保育所整備・運営事業
その他	(12) ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—

※ (5)-2、(12)の事業は、ニーズ量及び対応策は設定しない

1 妊婦健康診査事業

【基本的な考え方】

妊婦健康診査事業（以下、「健診」という。）は、母子保健法の規定に基づき、母体や胎児の健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時必要に応じた医学的検査を行うものです。

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加しており、母体や胎児の健康の保持及び増進の観点からも、その重要性が高まっています。

また一方では、経済的な理由等により健診を受診しない妊婦がみられるなど、健診受診の促進に向けた環境整備も重要となっています。

このような状況を踏まえ、本市においては、妊娠期間中における健診の重要性の周知、並びに健診や助成回数の拡充等により事業の充実を図るなど、健診受診の推進に向けて、積極的に取り組んでいます。

健診の実施にあたっては、各医療機関での個別健診方式とし、指定する市内の医療機関等での受診に対して助成を行っています。また、委託する福岡県等の指定医療機関等での受診に対しても助成を行い、里帰りをはじめ、多くの妊婦がより受診しやすい体制の確保に努め、平成25年度の妊娠届出に対する健診受診率は100%となっています。

今後も、産科医療機関をはじめ、関係機関との連携の充実・強化を図るとともに、制度の周知等に向けて積極的に取り組みながら、健診受診率の維持に努めます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

0歳児の推計人口に、直近年度（平成23～25年度）の「出生数に対する妊娠届出比率」や「妊婦一人あたり平均受診回数」の実績を勘案して、算出しました。

【ニーズ量と対応策】

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	妊娠届出数（人）	2,953	2,870	2,840	2,810	2,790	2,760
	健診回数（回）	36,112	34,420	34,080	33,730	33,470	33,170
対応策		健診回数：14回 実施場所：福岡県・佐賀県・大分県医師会に所属する医療機関 及び福岡県内の指定助産所 実施体制：医療機関等への委託 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準による 実施時期：通年実施					
	健診回数（回）	—	34,420	34,080	33,730	33,470	33,170

※対象：すべての妊婦

【対応策の内容】

- 各医療機関での個別健診方式による実施のため、今後のニーズ量への対応は可能です。
- 妊婦の疾病等の早期発見、早期治療による母子の安全安心な出産のため、今後も引き続き、受診しやすい健診体制を確保するとともに、母子健康手帳交付時等に、健診の必要性の説明や制度の周知を行い、厚生労働省が示す基準に基づく健診の受診率の維持に努めます。

2 乳児家庭全戸訪問事業

【基本的な考え方】

生後間もない乳児のいる家庭は、母親の出産の疲労に加え、育児などにより、心身の変調をきたしやすく不安定な時期であるほか、核家族化や少子化が進む中で、子育てに関する知識・経験が乏しい環境にあります。また、従来、地域が備えていた子育て支援機能の低下から、周囲からの支援を受けることが困難な状況にあることも少なくありません。

このような中では、不安を抱えながら子育てをしていくことになるため、保護者の産後うつや発症や、ひいては児童虐待の一因となることが指摘されています。

このような状況を踏まえ、乳児の保護者に対する支援を行う事業として「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しています。この事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児の発育・発達状況を確認するとともに、保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対する適切なサービスにつなげていくものです。また、乳児家庭の孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、必要な助言を行いながら、あわせて子育て支援に関する情報提供も行います。

本市では、主に第1子と第2子以降のハイリスクケース（低体重児、未熟児、育成医療対象児等）を対象とする「新生児訪問事業」と、主に第2子以降を対象とする「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。これらの訪問は、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うことを目的としています。

今後も引き続き、これらの事業を実施するとともに適切な助言や支援ができるよう、職員研修の充実や連携体制の強化を図り、訪問の質の向上に努めます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

0歳児の推計人口を勘案して算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人）

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	2,870	2,830	2,790	2,760	2,740	2,720
対応策	—	2,830	2,790	2,760	2,740	2,720

※対象年齢：0歳（生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭）

【対応策の内容】

- 乳児のいる家庭への全戸訪問は、今後のニーズ量への対応は可能です。
- 今後とも、スムーズな訪問につなげるために、訪問の趣旨について、母子健康手帳の交付時などに、より丁寧な説明に努め、対象者への周知を図っていきます。
- 乳児や保護者の的確な状況把握や、特に支援が必要と認められるケースの早期発見を図るため、職員への研修をはじめとして、その専門性を高めるための様々な取り組みを実施するとともに、ケース検討会議の開催等により、関係機関との連携を図りながら、適切なサービス提供に努めていきます。

3 地域子育て支援拠点事業

【基本的な考え方】

子育て中の保護者の孤立感や不安感を軽減するためには、同じ悩みを持つ保護者同士が悩みを分かち合ったり、地域の人に相談したりなど、地域での交流を促進させるような仕組みや場が必要です。

本市では、このような交流の場として、就学前児童を対象とした「地域子育て支援センター（9箇所）」、「子育て交流プラザくるるん」、「信愛つどいの広場」のほか、18歳以下の児童全般を対象とした「児童センター」といった身近な地域での拠点づくりに取り組んでいます。これらの拠点では、子育て中の親子などが気軽に立ち寄り、子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場を提供するとともに、子育て中の保護者同士や子育てボランティアなどと気兼ねなく交流し、情報交換することなどにより、保護者自身が「親」として自律的に成長することを支援する場づくりを目指しています。

このほか、校区ごとに設置を進めている「すくすく子育て委員会」が実施主体となったサロン活動（平成25年度末現在：27校区）により、地域での子育て支援の取り組みが展開されています。

今後も地域子育て支援拠点の周知と利用促進を図るとともに、地域の関係団体等と連携して、「すくすく子育て委員会」等の地域を主体とした子育て支援活動の促進を図ります。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

0～2歳の推計人口にニーズ調査で得られた利用意向を勘案し、算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人／月）

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量		13,685	19,300	19,050	18,790	18,600	18,440
対応策	箇所数	—	12	12	12	12	12
	確保量	—	19,300	19,050	18,790	18,600	18,440

※対象年齢：0～18歳（事業量〔ニーズ量〕は国の手引きに基づき0～2歳で算出）

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量は、潜在的なニーズを含んでいるため、現在の実績を上回っていますが、ニーズに対応可能な支援拠点は確保できています。
- 今後は、現行の地域子育て支援拠点（12箇所）で継続して事業を実施するとともに、利用者や関係者が拠点に関する情報を手軽に得られるよう、ホームページや広報紙などを通じて、拠点の所在地や開設時間などの基本的な情報や活動内容の周知を充実し、常設の拠点施設として来訪者の増加に取り組めます。
- 引き続き各校区等が開催する子育てサロン等への支援を行うとともに、子育ての当事者による自主的な子育て・子育ての場づくりである「プレーパーク」や「森のようちえん」等、民間における活動も支援していきます。

4 利用者支援事業

【基本的な考え方】

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を、利用者に対して総合的・効率的に提供するため、「利用者支援事業」が創設されました。

これは、子育て中の保護者が、数多くの子育て支援事業や教育・保育施設の中から、家庭の状況にあったものを自ら選び取っていくことが容易ではないことから、子育て支援事業等の利用を支援するための研修を受けた専門のスタッフ（利用者支援専門員）を市民の身近な場所に置き、コーディネート機能を持たせる事業です。

本市ではこれまでも、市の窓口や地域子育て支援拠点、各校区の子育てサロン、ファミリー・サポート・センター、地域の教育・保育施設などの子育て家庭と接する行政・民間の様々な場において、保護者からの子育てに関する相談への対応をはじめ、子育てに困りごとを抱える家庭への子育て支援事業等の紹介・案内や、その後の継続的な見守りといった取り組みが行われてきました。

このように、本市には、既に利用者支援のための場が多くあることから、今後、新たに利用者支援事業として実施するものとしては、単なる子育て支援事業の紹介・案内機能だけでなく、子育て家庭に対する継続的な相談支援や家庭を見守る地域づくりの機能を併せ持った「（仮称）子ども総合相談事業」として実施していきます。具体的には、地域子育て支援センターを拠点として、継続的な相談支援や地域ごとの子育て支援の担い手との情報交換・関係づくりを行うとともに、市役所本庁でその統括をしていきます。

これまで行政の専門分化した支援窓口（児童虐待相談、発達支援相談、保育所入所相談など）では十分に受け止められなかった家庭を、当事者からの相談や地域・関係事業者からのつながりによって把握し、行政サービスのコーディネートによって子育てに関する負担・不安を軽減しつつ、地域とともに見守る仕組みづくりを目指します。

【区域の設定】：市全域

広域的な利用が想定されることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

妊娠中の方や子育て中の保護者が、身近な場所で利用者支援を受けられるよう、既存の子育て支援施設をもとに実施箇所数を設定しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：箇所）

	実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	—	11	11	11	11	11
対応策	—	1	3	5	8	11

【対応策の内容】

○平成27年度中に、市役所本庁に子ども・子育て支援の総合相談窓口を設置します。

- 平成28年度以降、子育て交流プラザくるるん及び地域子育て支援センターにおいて、妊娠中の方や子育て中の保護者が、身近な場所で相談・助言や支援を受けられる体制を整備します。
- 様々な子育て家庭の課題に対応するために、継続的かつ長期的な視点で利用者支援専門員の養成を行うとともに、地域や関係機関との連携体制の強化に努め、より効果的な利用者支援の実施を進めていきます。

5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(1) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本市では、当該事業として、対象者別に以下の3つの事業を実施しています。

- ①エンゼル支援訪問事業（産前産後の家庭）
- ②養育環境改善家事援助事業（子どもの養育環境が不適切な家庭）
- ③不登校児童生徒訪問指導事業（家庭にひきこもりがちな児童生徒がいる家庭）

①～③各事業のニーズ量及び対応策は以下のとおりです。

なお、子育てに困難を有する子どもやその家族を対象として様々な訪問支援が実施されていますが、ここでは、上記3つの養育支援訪問を専門に行う事業を取り上げています。

① エンゼル支援訪問事業

【基本的な考え方】

近年、核家族化やワーク・ライフ・バランスが図られていないこと、男性が家事・育児を十分にしないことなどにより、母親が十分に休息することができず、身重の体、産後の体に無理をしながら家事・育児をする例が増加しています。

本市では、このような子育て家庭を支援するため、「エンゼル支援訪問事業」を実施しています。この事業では、エンゼル応援隊のスタッフが、産前産後間もないために家事や育児が困難な核家族等の家庭を訪問して、身の回りの世話や育児を行うことにより子育て家庭の支援を行っています。また、子育てに不安を感じ、専門的な支援を必要とする家庭には、保育士や保健師等が訪問して相談に応じ、不安感の解消に取り組んでいます。

この事業は、母子健康手帳交付後から出産退院後6か月以内で60日を限度とし、1日4時間以内で派遣していますが、多胎児や低出生体重児の場合は、その必要性から2歳まで90日を限度に利用できることとしています。平成24年度からは産前の利用も可能としたため、利用件数は年々増加しています。

また、利用期間が過ぎた保護者には、子育て支援センターのサロンへの参加の呼びかけを行うなど、支援が途切れないようにしています。

今後も、引き続き事業を継続して実施するとともに、地域や関係機関との連携強化を図り、よりきめ細やかな支援が行える体制づくりに努めます。また、多胎児や障害をもつ乳児がいる家庭等、特に子育てに対する不安感が強いと考えられる家庭に対してより充実した支援を推進していきます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成25年度）の実績をもとに算出しました。

【ニーズ量と対応策】

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	利用〔実施〕回数 (単位:人回)	1,866	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
対応策	利用〔実施〕回数 (単位:人回)	—	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

※対象：母子健康手帳交付後から出産退院後6か月以内（多胎児・低出生体重児は2歳まで）の核家族等で昼間に養育（育児）を援助する者がいない家庭で、体調不良等により家事・育児への支援が必要と思われる妊婦や出産後間もない時期の家庭の親子

【対応策の内容】

- 今後も引き続き支援を提供することが可能となるよう、訪問支援者の質・量両面にわたる確保に努め、実施体制を維持していきます。
- 事業内容の周知を充実し、利用者の拡充に努めるとともに、多胎児や障害をもつ乳児がいる家庭等、特に子育てに対する不安感が強いと考えられる家庭に対して利用期間の延長を検討するなど、より充実した支援を推進していきます。

② 養育環境改善家事援助事業

【基本的な考え方】

近年、保護者が子どもに十分な食事の世話を行わない、子どもの衣服を清潔な状態に保たないなどの育児放棄（ネグレクト）の事例が増えており、その対応が求められています。その場合において、子どもの養育をしないだけでなく、家庭そのものが養育環境として不適切なことが多く、養育環境を改善することが生活や育児を軌道に乗せる第一歩となります。

本市では、このような課題に対応するため、「養育環境改善家事援助事業」を実施しており、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を専門的支援員等が訪問し、育児支援、家事支援を行うことで保護者の負担を軽減すると同時に、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

具体的には、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態で、定期的な支援や見守りが必要な家庭に対して、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標を設定した上で指導・助言等の支援を行っています。

今後も、事業を継続して実施し、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して訪問による支援を行うとともに、地域や関係機関との連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成25年度）の実績などをもとに算出しました。

【ニーズ量と対応策】

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	実施件数（単位：件）	232	260	260	260	260	260
対応策	実施件数（単位：件）	—	260	260	260	260	260

※対象：18歳未満の児童のいる家庭

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量に対する支援体制は確保できています。
- 今後も、養育支援を必要とする家庭へ専門的支援員等を派遣し、当該家庭の適切な養育が可能となるような支援体制を確保するとともに、地域や関係機関と連携し、子どもの養育環境について支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。

③ 不登校児童生徒訪問指導事業

【基本的な考え方】

近年の家族形態や地域関係の変化により、保護者が子育てに関する悩みや不安を相談する相手を持っていない場合も多く、そのことが児童生徒の不登校の要因の一つになる場合があります。保護者が悩みや不安を相談できないまま長く抱えることで、家庭の教育機能が十分働かず、児童生徒の不登校の解決を困難にし、さらには、学校や地域からも遠ざかることで、次第に孤立し、ひきこもり状態へと進んでいくことがあります。

このように、保護者の抱える問題が児童生徒の不登校にも大きく影響するため、児童生徒への適切な支援に加えて、保護者の置かれている状況を正確に把握し、保護者の支援を行うことも重要です。

本市では、このような課題に対応するため、「不登校児童生徒訪問指導事業」を実施しています。この事業では、引きこもりがちな児童生徒の家庭を指導員が訪問し、児童生徒が適応指導教室への通級や学校への復帰ができるよう支援しています。その際、児童生徒への支援だけでなく、保護者の状況の観察、不安や悩みへの丁寧な対応が可能となるよう2人体制で訪問を行っています。

今後も引き続き、訪問・相談が可能となるような実施体制を維持するとともに、個人の状況に応じたきめ細かな対応ができるように指導員の資質向上を図ります。

また、社会から孤立しないよう学校や地域社会との関係改善や悩み等に対する相談・助言を行うなど、児童生徒及び保護者の支援に努めます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成23～25年度）の実績（3カ年平均）で設定しました。

【ニーズ量と対応策】

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	訪問回数（単位：人回）	151	170	170	170	170	170
対応策	訪問回数（単位：人回）	—	170	170	170	170	170

※対象：小・中学生のいる家庭（家庭にひきこもりがちで、学校・社会との関わりが困難な児童生徒及び保護者）

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量は実績を上回っていますが、現在の実施体制を維持することで対応可能です。
- 今後は、家庭の都合や保護者の心身状況などにより、訪問を受け入れていない家庭に対する働きかけを、学校との連携を密にしながら行い、不登校など問題を抱える児童生徒や保護者の支援の充実を図ります。

（2）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待への対応については、制度改正への対応や関係機関の体制強化などにより、充実を図ってきましたが、児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

この「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、児童虐待の防止に向け、(1)児童虐待の発生予防、(2)早期発見・早期対応、(3)子どもの保護・支援、保護者支援の取り組みを進め、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係支援機関との連絡・調整等を行う市職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図るための取り組みを実施するものです。

本市においても、警察署、児童相談所、医師会、市幼稚園協会、市保育協会、保健所、教育委員会、民間団体など22の団体で構成される「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報交換や具体的な支援内容などについて協議を行っています。

また、乳児家庭全戸訪問事業（第3章-2参照）の訪問後に、虐待事例だけでなく、虐待に発展するおそれのある場合や、育児困難と思われる家庭など、支援が必要と思われる家庭については、ケース検討会議を開き、関係者が集まって具体的な対応について協議するなど、育児に対する不安・負担の軽減や児童虐待の未然防止を図っています。

そのほか、セーフコミュニティの取り組みとして設置された児童虐待防止対策委員会では、赤ちゃんとのふれあい体験を行うことを目的とした「子育てサロン」を中学校で実施するなど、児童虐待の防止を重点取り組み項目とした現状の把握や課題解決に向けた対策などに取り組んでいます。

今後は、新たに、構成員の専門性強化のためコモンセンスペアレンティング²研修を実施し、地域の保護者に広く浸透することを通じて、虐待の予防を目指します。

また、要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るために、今後も、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していけるよう努めます。

²コモンセンスペアレンティング：

アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニングのプログラムであり、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防を目指すもの。

6 子育て短期支援事業

【基本的な考え方】

保護者の就労形態の変化や核家族化、ひとり親家庭の増加等により、子育て支援のニーズは年々多様化しています。このような中、平日昼間の預かりを基本とする通常保育はもちろんのこと、それだけでは対応できない夜間や休日、また、宿泊を伴う預かりなどの保育事業の充実が求められています。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設等において一定期間必要な養育・保護を行う事業です。本市では、短期入所生活支援事業（ショートステイ）として、久留米天使園（久留米市）、福岡乳児院（福岡市博多区）、清心慈愛園（三井郡大刀洗町）、洗心寮（三養基郡基山町）の4施設に委託して、実施しています。

今後は、制度のより一層の周知を図るとともに、他の子育て支援関連事業と連携しながら、より利用しやすい制度となるよう検討し、いざという時も安心して子育てができる環境づくりに努めます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成23～25年度）の実績（3か年の最大値）を用いて算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人日）

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	23	34	34	34	34	34
対応策	—	34	34	34	34	34

※対象年齢：18歳未満の児童

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量に対しては、現在の実施体制を維持することで対応可能です。
- 今後も、常時、児童の受け入れが可能となるよう実施体制を維持するとともに、事業内容の周知の充実や、利用者支援等により、支援を必要とする保護者が利用できるような支援体制づくりに努めます。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学児〕

【基本的な考え方】

近年、就労形態の多様化や核家族化の進行、近隣関係の希薄化等により、既存の保育サービスの範囲を超えたニーズや緊急時に頼れる相手がないなどの問題を抱える保護者が増えています。

また、福岡都市圏などに通勤する共働き家庭もあることから、保育所が実施する保育の時間だけでは対応しにくい実情があります。

ファミリー・サポート・センター事業は、地域の中で子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人の相互援助活動に関する連絡、調整、講習等を実施する事業で、子育て家庭の仕事と子育ての両立支援及び地域の子育て環境の整備を目的とした事業です。既存の保育サービスを補完するのみならず、子育て家庭の孤立を防ぎ、かつての地縁・血縁機能の代替として新たな地域住民の助け合いの仕組みを形成するものです。

本市では、NPO法人に事業の運営を委託して実施しており、放課後の子どもの預かり、保育施設や習い事への送迎、保護者の急用や外出時の預かり等に対応しています。

平成25年度末現在の市内の登録会員数は、おねがい会員（援助を受けたい人）899人、みまもり会員（援助を行いたい人）320人、どっちも会員（両方を兼ねる人）118人の合計1,337人であり、年間活動件数は2,042件となっています。（就学前児童分を含む）

今後も地域の理解や協力が得られるよう広く事業の周知を行い、会員の増加や実働可能なみまもり会員及びどっちも会員の確保を目指すとともに、会員相互の顔の見える関係づくりや安心して活動できるようリスクマネジメントに関する取り組み、他機関との連携等を進めていきます。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

直近年度（平成21～25年度）の利用率実績（5か年の最大値）をもとに算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：件）

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	754	750	760	770	770	780
対応策	—	750	760	770	770	780

※対象年齢：小学1～6年生（6～11歳）

※就学前児童分は次項「一時預かり事業」に計上

【対応策の内容】

- 今後のニーズ量に対しては、現在の実施体制を維持することで対応可能です。
- 今後も引き続き制度の周知及び啓発を行うことにより、新たな会員の確保に努めます。
- 事務局及び会員相互の顔の見える関係づくりを進める取り組みにより、事業の活動数の増加に努め、地域での子育て支援を推進します。

8 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

ニーズ量は、国の指針により、「保育所などでの一時保育事業」と「幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業」の2区分で見込むこととされています。

各区分のニーズ量及び対応策は以下のとおりです。

(1) 保育所などでの一時保育事業

【基本的な考え方】

核家族化の進行等により、用事があっても子どもを見てもらえる人がいない、子育てに疲れたけれども一息つく暇もないなど、小さな子どもをもつ家庭での子育ては、保護者に負担が集中しているのが現状です。

一時保育事業は、保護者の出産・病気・冠婚葬祭・習い事・買い物などのほか、育児疲れで子どもからちょっと離れたいときなど、理由を問わず利用できる事業であり、本市では、保育所、認定こども園、子育て交流プラザくるるん、児童センター、ファミリー・サポート・センターなどで同事業を行っています。また、幼稚園でも、在園児の弟妹児を中心とした3歳未満児の一時保育が実施されており、さらに、保護者の就労等の理由により帰宅が遅い場合や休日に不在となる場合には、児童を通所させることができる夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

一方、乳児の一時預かりへのニーズは高まっていますが、保育所における入所児童数の増加により、一時保育を担当する保育士の確保が必要となっています。

このような現状を踏まえつつ、今後も、多様な保育ニーズに対応できるよう、実施体制の維持、拡大に努めます。

【区域の設定】：市全域

保護者の用事の内容や行き先などにより広域的利用となることから市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

定期的に教育・保育を利用する子ども以外の就学前児童の推計人口に、ニーズ調査で把握した「不定期事業の利用希望割合」及び「利用意向日数」を勘案して、算出しました。

【ニーズ量と対応策】

(単位：人日)

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	27,599	32,800	32,400	32,000	31,700	31,400
対応策	—	29,150	30,150	31,050	31,700	31,400
保育所・認定こども園・幼稚園における一時保育	25,690	27,300	28,300	29,200	29,850	29,650
ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	358	350	350	350	350	300
その他の一時預かり	1,551	1,500	1,500	1,500	1,500	1,450

※対象：市内の保育所に入所していない就学前児童（0～5歳）

【対応策の内容】

- 実績と今後のニーズ量との差が5,000人程度（20人／日程度）あり、それに対応可能な供給体制が必要となります。
- 特に乳児の預かりは乳児3人に対し保育士1人が必要となることから、実施施設とりわけ保育所において一時保育を担当する保育士の確保を支援します。

(2) 幼稚園（認定こども園の教育認定の子どもを含む）の在園児を対象とした一時預かり事業

【基本的な考え方】

幼稚園は通常 4 時間程度を基本とした教育時間が設定されています。近年、共働きでも幼稚園に通園することを希望する家庭や教育時間以外の保育ニーズも増えてきています。

このような幼稚園在園児の預かり保育については、現在市内の全幼稚園で県の補助を受けて実施されています。

今回の子ども・子育て支援新制度の開始に伴って、幼稚園（認定こども園の教育認定の子どもを含む）の在園児を対象とした預かり保育が、地域子ども・子育て支援事業のひとつとして新たに創設されました。これは従来の預かり保育と同様、通常の教育時間の前後や、土曜日、長期休業日に保護者の希望により在園児を預かる事業です。

本市では、すでに全幼稚園（認定こども園を含む）で実施中であり、今後も実施体制の維持に努めます。

【区域の設定】：4 区域

教育・保育の区域設定に合わせて 4 区域で設定しました（P7 参照）。

【ニーズ量の算出方法】

不定期利用分：教育・保育のニーズ量における 1 号認定の人数に、実績に基づく利用日数を勘案して、算出しました。

定期利用分：教育・保育のニーズ量において、2 号認定の子どものうち特に幼稚園の利用を希望する人数に、ニーズ調査における不定期利用の利用意向日数を勘案して、算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人日）

		実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
区域 1 (東部)	ニーズ量	5,032	5,220	5,220	5,220	5,220	5,220
	不定期利用分		2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	定期利用分		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
	対応策	—	5,220	5,220	5,220	5,220	5,220
区域 2 (北部)	ニーズ量	14,046	14,750	14,750	14,750	14,750	14,750
	不定期利用分		4,350	4,350	4,350	4,350	4,350
	定期利用分		10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	対応策	—	14,750	14,750	14,750	14,750	14,750
区域 3 (中央部)	ニーズ量	96,896	108,400	108,900	108,900	109,000	108,600
	不定期利用分		25,200	25,700	25,700	25,800	25,400
	定期利用分		83,200	83,200	83,200	83,200	83,200
	対応策	—	108,400	108,900	108,900	109,000	108,600
区域 4 (南西部)	ニーズ量	3,832	4,830	4,830	4,830	4,830	4,830
	不定期利用分		1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
	定期利用分		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
	対応策	—	4,830	4,830	4,830	4,830	4,830

※対象：市内の保育所に入所していない就学前児童（0～5 歳）

【対応策の内容】

- 実績と今後のニーズ量には大きな差がなく、市内全幼稚園で事業を実施していることから、現在の実施体制の継続に努めます。
- 市が実施する施設型給付の対象となる認定こども園の1号認定の子どもについては、これまでの県の補助による事業実施ではなく、市が地域子ども・子育て支援事業のひとつとして新たな補助を実施する方向で検討します。

9 延長保育事業

【基本的な考え方】

就労形態の多様化、核家族世帯の増加等により、保育所の開所時間内に子どもを送り迎えできない、送り迎えを頼める家族もいないなどにより、保育所開所時間を越えた時間帯での保育の提供が求められています。

本市では、このようなニーズに対応するため延長保育事業に取り組み、保育所、認定こども園において通常の開所時間の11時間を越えて、子どもの預かりを行っています。

現在、市内の保育所、認定こども園の63園で、朝夕30分から最大4時間までの範囲で、各施設の判断で保護者からのニーズに応じ実施されており、今後も、実施体制の維持に努めます。

【区域の設定】：4区域

教育・保育施設の区域設定に合わせ、4区域で設定しました（P7参照）。

【ニーズ量の算出方法】

教育・保育提供区域と同じ4区域ごとに、教育・保育のニーズ量における「2号認定（保育利用）」及び「3号認定」の人数に、ニーズ調査における延長保育の利用意向（18時以降も保育の利用を希望する者の割合）を乗じて算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人）

		実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
区域1 (東部)	ニーズ量	173	270	270	270	270	270
	対応策	—	270	270	270	270	270
区域2 (北部)	ニーズ量	155	220	220	220	220	220
	対応策	—	220	220	220	220	220
区域3 (中央部)	ニーズ量	2,242	2,810	2,820	2,800	2,800	2,770
	対応策	—	2,810	2,820	2,800	2,800	2,770
区域4 (南西部)	ニーズ量	511	520	520	520	520	520
	対応策	—	520	520	520	520	520

※対象：0～5歳の在園児（保育）

【対応策の内容】

- 実績と今後のニーズ量には差がありますが、延長保育事業は在園児が利用することから、現在の実施体制の維持に努めます。
- 今後も継続して実施するためには保育士の確保が必須であるため、保育士の確保に向けた取り組みも進めます。

10 病児保育事業

【基本的な考え方】

近年、核家族や共働き世帯が増加しており、そのような中、休みの取得が困難な職場環境にある保護者も多く、子どもが病気で教育・保育施設等での預かりが困難なときに、仕事を休んで子どもを看ることができない、家に子どもを看ることができる家族がいないなど、緊急時の対応に困難を抱える家庭が多くあります。そのような場合の預かりに対するニーズは年々高まっており、その対応が求められています。

病児・病後児保育事業は、子どもが病気や回復期に、家庭で子どもを看ることができず、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の仕事と子育ての両立を支援する事業です。

本市では、生後2か月から小学校3年生までの子どもを対象とし、病院併設型の3施設（聖マリア病院マリアンキッズハウス、久留米大学すくすくランド、久留米大学医療センターエンゼルキッズ）において、定員15人で実施しています。

市中心部に施設が集中していることや、感染症の流行期にも対応可能な定員の確保などについて課題があるため、今後は事業者の協力を得ながら、既存施設の定員増や新規施設の開設への働きかけを行い、病児・病後児保育事業の充実を図ります。

【区域の設定】：市全域

全市で横断的な利用実態がみられることから、市全域（1区域）で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

教育・保育のニーズ量（教育・保育施設利用児童数）に、ニーズ調査による利用意向割合および利用意向日数と2年間の実績利用割合を乗じて算出しました。

【ニーズ量と対応策】

（単位：人日）

	実績 (平成25年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ニーズ量	3,044	5,100	5,120	5,090	4,830	4,890
対応策	—	4,500	4,500	5,400	5,400	6,300

※対象：0歳～小学3年生（ニーズ量は国の手引きに基づき0～5歳で算出）

【対応策の内容】

- 既存の定員数では、今後のニーズ量を充足できず、加えて、利用意向が感染症の流行期など一定時期に集中することもあり、更なる受け入れ施設の確保が必要となります。
- 今後は、事業者の協力を得ながら、既存施設の定員増、および周辺部を中心とした新規施設の開設を目指します。
- また、実施施設が市中心部に集中している、小学4年生以上もニーズがある等の課題を踏まえ、目標の事業量を確保することを最優先としつつ、よりニーズに合った事業内容となるよう検討していきます。

11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【基本的な考え方】

核家族化の進行や近年の労働環境の変化は、子育て環境にも影響を与えています。以前に比べ共働きやひとり親家庭が増加しており、学校から帰宅しても家に誰もいないため、家庭での養育を受けられない子どもたちが次第に増えています。

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。放課後の児童の安全で安心な居場所として、保護者が就労する上で欠かせないものとなっています。

事業の実施場所である放課後児童クラブは、本市では「学童保育所」の名称で市内45校区に75クラブを設置し、原則、小学校低学年児童（小学1～3年生）を対象として、平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休業時に児童の預かりを行っています。平成26年度の市全体の入所児童数は3,305人で、年々増加傾向にあり、この傾向は当面続くものと見込まれます。

一方、本市が設置する学童保育所以外にも、教育・保育施設で実施されている卒園児や在園児の兄弟を中心とした預かりや民間事業者が運営する学童クラブも存在し、それぞれニーズに対する受け皿となっています。

また、児童福祉法が改正され、高学年児童への対応が求められていますが、高学年の受け入れまで含めた学童保育施設の整備は、設置場所の確保やそれに伴う整備費など多くの課題があります。

今後とも、児童と保護者にとって安全で安心な放課後の居場所を提供できるよう、低学年については計画的な施設整備による安全な受け入れ先の確保と地域との交流を深めるなど運営面の質の向上を努めるとともに、高学年についても適切な対応に向けた検討を行っていきます。

【区域の設定】： 46区域

児童が自分で通える範囲に設置することが望ましいため、小学校区で設定しました。

【ニーズ量の算出方法】

6～11歳推計人口に、就学時における小学校転入出率と、ニーズ調査における各校区の利用意向割合を勘案して算出しました。

【小学校区別 ニーズ量（低学年）】

（単位：人）

校区名	施設の 新定員	平成 26年度 入所児童数	利用意向数（人）				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1 南	189	218	233	218	218	222	232
2 荘島	36	48	59	58	66	68	69
3 京町	63	70	90	88	92	110	97
4 津福	181	120	173	165	176	180	183
5 山本	31	28	30	29	30	30	33
6 東国分	94	139	149	155	154	163	151
7 長門石	91	90	120	115	126	113	118
8 青峰	58	63	37	40	38	42	38
9 西国分	133	129	139	136	139	134	132
10 荒木	127	142	153	146	146	139	153
11 上津	119	130	161	165	170	165	163
12 宮ノ陣	98	88	95	94	101	101	103
13 山川	84	95	111	125	124	126	118
14 高良内	102	89	112	111	110	107	108
15 鳥飼	76	104	143	142	154	158	156
16 安武	76	70	78	83	86	83	76
17 御井	46	65	86	77	83	83	88
18 大善寺	93	91	122	121	125	131	124
19 合川	186	191	220	224	238	250	247
20 小森野	63	72	95	91	96	94	93
21 金丸	73	119	132	130	125	124	126
22 善導寺	69	71	71	77	82	85	84
23 草野	32	27	20	22	19	20	22
24 南薫	72	74	106	113	107	113	112
25 篠山	82	97	133	126	140	137	149
26 日吉	60	84	115	111	106	110	109
27 大橋	39	18	9	16	14	16	14
28 田主丸	99	93	88	93	92	94	95
29 竹野	40	28	28	29	32	28	30
30 水縄	42	39	49	53	52	55	51
31 船越	30	22	25	24	24	24	27
32 川会	31	30	42	41	43	48	48
33 水分	31	21	21	23	20	19	20
34 柴刈	31	17	9	10	8	13	11
35 北野	113	122	141	142	135	121	130
36 大城	54	34	58	58	58	53	53
37 弓削	48	40	48	48	51	50	58
38 金島	40	17	14	14	14	13	12
39 城島	48	43	47	42	46	45	51
40 青木	40	39	40	45	47	48	42
41 江上	56	7	13	13	13	12	15
42 下田	38	19	7	13	11	13	14
43 三瀦	90	72	94	86	89	87	86
44 西牟田	49	66	72	73	73	79	75
45 犬塚	39	64	84	88	83	80	83
46 浮島	0	0	2	4	3	3	3
合計	3,292	3,305	3,874	3,877	3,959	3,989	4,002

※浮島校区は、浮島保育園において預かり事業を実施。

【対応策の内容】

《低学年》

- 平成27年度以降のニーズ量は、今後の利用についての潜在的ニーズを含んでいるため、現在の実施状況（平成26年度実績）を大きく上回っており、現在の施設の定員では、今後のニーズ量を充足できていません。そのため低学年児童の保育環境を確保するにあたっては、現在のプレハブ専用施設による整備を基本としながらも、校舎建替えの時期や学校敷地の広さなど諸条件を勘案した上で、校舎との合築などの手法も含めた整備方法の検討を進めていきます。
- 整備を行う校区の順序については、平成31年度までの入所希望見込み数の推計値に基づき、定員超過の状況（下記参照）などにより優先度を十分に見極めながら、今後の整備を進めていきます。

＜校区ごとの状況（低学年）＞

定員超過率	校 区
201%超	鳥飼、犬塚
181%～200%	荘島、御井、金丸、篠山、日吉
161%～180%	京町、東国分、西牟田
141%～160%	山川、上津、大善寺、小森野、南薫、川会
121%～140%	南、長門石、荒木、合川、善導寺、水縄、北野、弓削、
101%～120%	津福、山本、西国分、宮ノ陣、高良内、安武、大城、城島、青木、三渚
定員内保育	青峰、草野、大橋、田主丸、竹野、船越、水分、柴刈、金島、江上、下田

※超過率：計画期間内における校区毎の入所児童数のピーク値を新定員で除して算出

【小学校区別 ニーズ量（高学年）】

（単位：人）

	校区名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	南	85	88	90	90	87
2	荘島	26	24	21	21	21
3	京町	36	37	35	29	34
4	津福	60	62	60	59	59
5	山本	12	13	12	13	12
6	東国分	58	57	59	56	61
7	長門石	41	42	39	44	44
8	青峰	17	16	17	16	18
9	西国分	54	53	53	56	57
10	荒木	54	57	59	62	57
11	上津	58	54	54	57	58
12	宮ノ陣	41	42	40	40	40
13	山川	45	41	42	42	47
14	高良内	38	39	40	42	42
15	鳥飼	54	52	48	48	50
16	安武	31	30	29	31	34
17	御井	28	31	29	30	28
18	大善寺	46	44	43	42	46
19	合川	88	87	83	79	82
20	小森野	33	34	33	35	35
21	金丸	46	47	50	51	51
22	善導寺	33	34	33	32	33
23	草野	8	9	11	10	10
24	南薫	39	37	40	39	40
25	篠山	52	54	49	51	47
26	日吉	40	40	43	41	43

校区名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
27	大橋	6	6	6	5	6
28	田主丸	36	36	37	37	36
29	竹野	10	12	11	13	12
30	水縄	18	19	20	19	21
31	船越	8	10	10	11	10
32	川会	15	16	15	14	14
33	水分	6	7	8	9	9
34	柴刈	4	5	6	4	5
35	北野	48	48	52	58	55
36	大城	18	19	19	22	22
37	弓削	19	20	19	20	17
38	金島	6	6	7	7	7
39	城島	17	20	19	20	18
40	青木	17	18	17	18	20
41	江上	6	7	7	8	7
42	下田	5	6	8	7	6
43	三瀨	31	33	32	34	35
44	西牟田	27	27	28	26	28
45	犬塚	29	29	32	33	33
46	浮島	1	1	1	1	1
合計		1,450	1,469	1,466	1,482	1,498

【対応策の内容】

《高学年》

- 現在の学童保育事業では、低学年の受け入れだけでも十分な施設の確保ができておらず、これに加えて高学年の対応には、多くの課題があるため、まずは定員超過状況の解消など低学年の課題に対応した上で、学校校舎内に場所を確保するなど、高学年預かりの早期実現に向けて取り組んでいきます。

12 その他事業

以下の事業については、今後、国から示された事業内容を踏まえ、対象者数、事業の効果、地域の実情や需給の状態等を勘案したうえで、事業実施について検討していきます。

◇保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業

◇多様な事業者等の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

第4章

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保（子ども・子育て支援給付関連）

1 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

【基本的な考え方】

認定こども園は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるため平成18年から開始された制度です。

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、本市においても、平成26年度現在、幼保連携型7園、保育所型1園、幼稚園型7園が福岡県知事の認定を受けています。

子ども・子育て支援新制度は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しており、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、既存の保育所や幼稚園からの認定こども園への移行をやすくするなど、その普及のための施策を打ち出しています。

認定こども園は、本市においても各提供区域における教育・保育に係る提供体制を確保するために重要な役割を果たす施設となっており、今後の普及にかかる基本的な考え方を整理しておく必要があります。

【今後の方針】

- 保育所や幼稚園等の既存施設からの認定こども園への移行については、園児等の保護者や地域のニーズ、状況等を踏まえて事業者が自らの意思で選択できるよう、正しい情報の提供など適切な支援に努めます。
- 教育・保育の必要量とその確保にかかる調整（需給調整）について、既存幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していく方針とします。なお、移行にあたっては、国の考え方に従い、希望園及び周辺の利用実態を踏まえた定員設定を行うこととし、具体的な数は久留米市子ども・子育て会議において、その都度検討します。

＜参考＞既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっています。
- 本来、「需要<供給」であれば、法の規定により、供給過剰となるような新規認可をしなくてもよいとされていますが、その原則について、既存の幼稚園・保育所に限っては適用しないものです。その定員規模については、あらかじめ一定の数を本計画で定めておくこととされています。幼稚園が2・3号定員をとって認定こども園になる場合、保育所が1号定員をとって認定こども園になる場合の双方に同様に適用される考え方です。

需要＋「都道府県計画で定める数(※)」> 供給
 ⇒ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

※久留米市は中核市で認定こども園の認可・認定権限を持つため、原則として、この数字を市の計画で定めることとされています。

2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 教育・保育

【基本的な考え方】

本市では、「保育に欠ける子ども」の育ちを支える児童福祉施設である保育所において、その質を高めていくことが行政の責務であるという考えの下、保育の質の向上を図るため、積極的に研修を推進してきました。

また、公立保育所と私立保育所により構成された久留米市保育所連盟においても、保育実践により蓄積された豊富な知識と経験を基に、専門研修や課題研修等、保育の質の向上に視点を充てた研修に取り組んできました。

そうした取り組みの成果として、保育の質とは、

- (1) 保育職員の保育に関する専門性や人間性などの「保育職員としての質」
- (2) 保育所の運営、職員間の共同性及び保育所と保護者や関係機関、地域などとの連携をさす「保育組織の質」
- (3) (1)・(2)を基盤として編成される保育過程や具体的な指導計画、保育環境などの「保育実践の質」

の3点であるとまとめられています。（「平成25年度研修のあゆみ」より）

子ども・子育て支援新制度においても、児童福祉法上の市町村の保育実施責任は変わらず残っており、今後もこの3つの観点に立って保育の質の向上に取り組んでいきます。

一方、幼児期の学校教育については、各幼稚園においてそれぞれに研鑽が積み、各園の建学の精神に基づく園内研修などにより高められてきました。

市内の私立学校及び宗教法人としての独自性を生かした幼児期の学校教育の蓄積は、市立幼稚園を持たない本市において、今後保育所から認定こども園への移行が進むときに一つの参考になるものです。今後も、各園の取り組みや合同研修を支援していきます。

【今後の方針】

- 子どもの人格が尊重され、豊かな人間性を育むため、人権を大切に作る心を育てる教育・保育を推進します。
- 公私立保育所で構成された久留米市保育所連盟による研修の充実や保育実践の蓄積を踏まえ、認定こども園や届出保育施設等の保育施設、事業者及び保育従事者の質の向上に努めます。
- 「保育士・保育所支援センター」（※）において、基本研修と職場実習を実施します。
- 子ども・子育て支援の担い手である保育士の確保については、保育士・保育所支援センターの求人・求職情報の提供や就職支援セミナー等による働いていない保育士への就業支援、大学等の保育士養成施設による卒業生ネットワークとの連携などに加え、保育職員の処遇環境の整備に努めていきます。
- 養護児加配保育士の人件費補助を始めとして、保育環境改善のための支援により確保してきた水準を維持します。
- 保育認定の子どもの食育推進のため、3歳以上の子どもについて完全給食を実施します。
- 既存の幼稚園・保育所からの認定こども園への移行状況を踏まえ、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の合同研修を検討します。

(※) 保育士・保育所支援センター：

待機児童解消策の一環として、保育士資格を持っている方の就労と保育事業者（保育所）の人材確保を支援するため、平成26年7月15日から無料の職業紹介事業を開始。

保育所への就職希望者（有資格者）への情報提供、保育士を求人している保育所との間を仲介・あっせん、就職セミナー等を実施。

（2）地域子ども・子育て支援事業

【基本的な考え方】

本市では、これまでも様々な市民のニーズに応じたきめ細かな子育て支援事業を実施してきましたが、子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられています。

久留米市では、市内9か所の地域子育て支援センターや児童センター等の市が設置している施設において、子どもとその保護者が自由に来館し、サロン活動等を通じて、親子の交流や保護者同士の交流、子育ての悩みについての相談ができる場の提供を行っているほか、民間が運営する「信愛つどいの広場」や、市が設置し、子育て支援を行っているNPO法人が事業を実施している「子育て交流プラザくるるん」においても同じようなサービスの提供を行っている資源があります。

また、市内には、保育所や幼稚園が約100か所ありますが、通っている保護者の子育てに関する相談を行うことはもちろんのこと、園庭開放や地域行事への参加などを通じた地域との交流を行う中で、保育所に通っていない子どもの保護者の相談を受けたり、アドバイスを行ったりするなど、それぞれの地域の中で子育て支援に対する社会的役割を果たしています。

さらに、主任児童委員や民生委員などの地域で活動をしているボランティアを中心に、小学校区単位で実施されている「すくすく子育て委員会」や、子育て当事者により結成されている子育てサークルでの活動、大学生がボランティアで地域での子どもと交流を深める活動を行ったりしています。

こういった施設や活動の場以外でも、ファミリー・サポート・センターを運営するNPO法人や民間の保健師、助産師等が、子育てに関する悩みや相談に対応しているなど、久留米市には、子育て支援を担っている社会的資源が豊富にあります。

このような民間団体等での取り組みが、社会全体で子どもと子育てを支援していくためには必要不可欠です。

このため、こうした活動をネットワーク化し、民間が担うべき役割と、行政が責任を持って果たすべき役割をお互いに理解し、一人ひとりの子どもの育ちを保障していくという共通の目的を達成することを目指して協調行動を取っていきながら、お互いが活動しやすくなるような環境整備を行っていく必要があります。

また、子育て支援を行うにあたっては、困りごとを抱えている保護者や子ども本人に対しての支援を行いながら、家庭全体を支援していくことを目指す必要があります。

行政の役割として、まずは児童虐待や発達に課題を抱える子どもなどのハイリスク家庭に対して、家庭全体をとらえた対応をしっかりと行っていくことが最優先となりますが、子どもの成長を取り巻く環境はその家庭ごとに違っていることから、それぞれの家庭に応じた子育て支援サービスのコーディネート機能や地域社会との関係づくりを支援していきます。

【今後の方針】

- 子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援を実施します。（第3章参照）
- 子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、地域子ども・子育て支援の担い手となる人材の確保に努めます。

- 地域における子育て支援機能を充実するため、子育て当事者間の交流・相互扶助を促すとともに、地域・行政との連携を強化する取り組みを実施します。

3 幼保小連携等の取り組みの推進

【基本的な考え方】

保育所、認定こども園、幼稚園といった就学前に通う教育・保育施設から、小学校へ入学することは、子どもたちにとって大きな転機となります。その不安や期待が、一方で落ち着きのなさや新しい環境の不適應として現れてしまうことがあります。そのため、この転機にかかわる大人たちが幼保小連携の取り組みによって、教育・保育施設での生活を通して学んできたことを小学校生活の中でも十分に発揮できるように、就学前から小学校へスムーズな接続を図り、就学前の教育・保育施設と小学校の不必要な「段差」を解消して子どもたちが安心して小学校生活を送れるように環境を整える必要があります。

本市では、このような考えのもと、教育・保育の一貫性を目指し、「幼保小合同研修会」を開催し、子どもたちが小学校入学後の新しい生活にスムーズに移行できるように、それぞれの教育・保育の場での学びの内容や生活の様子について交流しています。

平成23年度からは、1校区で実施していた取り組みの成果の共有を、ブロック単位に広げることにより、地域の実態に即した効果的な連携及び教育・保育内容の構築を図ってきました。

また、小学校入学にあたっての心構えや学校での生活の様子などの紹介を内容とした啓発誌「にじのかけ橋」や、幼児期から小学校児童期へ繋ぐための情報を共有するコミュニケーションツール（にじいろノート）の作成等に取り組んでいます。

今後もこれらの取り組みをはじめとした幼保小連携の取り組み等を推進していきます。

【今後の方針】

- 各小学校区を中心に実施している幼保小連携の取り組み（連絡会、交流活動、学校訪問、授業参観、運動会参加など）についてブロック内の幼保小で情報共有しながら、より効果的な連携のあり方を検討していきます。
- 各ブロックで検討した効果的な実践成果を市内のすべての教育・保育施設、小学校などへ情報提供することにより、さらなる取り組みの推進を図ります。
- 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ（学童保育）を利用できるよう、相互の連携を図ります。

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

1 子ども・子育てに係る切れ目のない支援

従来より、子育て支援は、妊娠・出産期からおおむね18歳までのライフステージを想定し、保健・医療や保育、福祉、学校教育といった様々な行政分野が担ってきました。時間の経過とともに、妊娠から出産、出産から家庭での子育て、家庭での子育てから就園、就園から就学と、個人がライフステージを移行していく中で、必要とする支援が途切れることのないよう、利用者目線に立った切れ目のない支援を行うことが必要です。

また、思春期以降は、次代の親となっていく前段階の時期でもあり、結婚や妊娠・出産についての正しい知識を持つことや、将来的な家族形成についてのイメージが持てるよう、子どもの育ちに応じた支援をしていくことも必要です。

さらに、従来「結婚すること」や「子どもを持つこと」自体は個人の価値観や人生設計によるものであるとの考えのもと、行政からの「切れ目のない支援」の対象としては捉えられてきませんでした。若者が結婚や出産を希望しながらも叶わない現状があり、こうした希望が実現するよう支援していくことも必要となってきています。

このような現状を踏まえ、こうした一連のライフステージに対する切れ目のない支援の仕組みを構築し、子どもが健やかに育ち、次代の親となっていけるような社会環境の整備を目指します。

【今後の方針】

- 子どもの成長段階や保護者のライフステージ等に応じた切れ目のない支援を行うため、子ども・子育て支援に係る施策を行う庁内の関係部局間のさらなる連携強化を図ります。
- 「専門的な支援を必要とする家庭」だけでなく、各種支援の場面で「心配とされる家庭」など、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく支援するため、保健、療育、子育てなど、各相談・支援機関の連携を強化した体制の構築を目指します。
- 就学前の教育・保育施設から小学校への接続が円滑に行われるよう、幼保小連携推進に係る合同研修やブロック内での交流に取り組みます。
- 将来、安心して結婚や妊娠・出産、子育てを行うために、思春期の児童生徒が心の健康や性行動、性感染症等について正しい知識を身につけ、行動することができるよう、児童生徒や保護者を対象とした講演会の開催や健康教育などを通じた支援を行います。
- 結婚のきっかけづくりを支援するため、結婚を希望する若者が、自発的な活動を通じて、社交性、協調性を磨き、達成感を得ることで積極的な行動ができるようサポートする仕組みづくりに取り組みます。

2 子ども・子育てに係る経済的支援

【基本的な考え方】

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題です。教育費・医療費や幼児期からの習い事などにかかる費用負担など、家計に占める子育て費用の増加が重くのしかかり、それに負担を感じている家庭は少なくありません。

また、子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されずに、健やかに育っていけるよう、適切な貧困対策を社会全体で取り組んでいくことも必要です。

本市では、保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、市独自の制度として保育料の軽減措置を実施しているほか、国や県の制度改正にあわせて、児童手当や幼稚園就園奨励費等の各種手当の支給や乳幼児医療費の拡充を行うなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も、就学援助等の教育支援、保育料の軽減、児童手当や児童扶養手当の支給など経済的支援を引き続き推進していくことで、子育てに関わる経済的な負担の軽減を図っていきます。

【今後の方針】

- 子育て家庭の生活支援の一環として、児童手当や児童扶養手当等の手当の支給や、乳幼児やひとり親家庭等を対象とした医療費の助成などを行います。
- 市独自の保育料の軽減、各種奨学金の支給による児童生徒の進学・就学支援などの取り組みにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。

3 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用確保

【基本的な考え方】

産前・産後休業や育児休業は、法律上その取得が認められているもので、特に育児休業は、子どもが生まれてから1歳に達するまでの間、子どもの保護者が給付金を受けながら取得することができる制度です。子どもが1歳になるときに仕事に復帰しようとして保育所等に入所を希望したけれど、入所できない場合などには、さらに子どもが1歳6ヶ月に達するまで延長することができます。

しかし、一方では、0歳児の子どもの保護者が保育所などへの入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、保育所などへの入所は4月の0歳クラスが入りやすいため取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があります。

子どもが1歳になるまで育児休業を取得したくても、取得しづらいのが実情となっているため、保育所等利用の実態を改善することで、法律で定められた権利がきちんと行使できるようにする必要があります。

【今後の方針】

- 保護者が産前・産後休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に、保育所や認定こども園などを利用できるよう、これらの教育・保育施設等での受け入れ体制の確保を図ります。
- 「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」等により、産前・産後休業や育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援に取り組みます。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から必要な保育を利用できるよう、年度途中における乳児（3歳未満児）の入所を可能とするための取り組みを進めます。

4 児童虐待の防止

【基本的な考え方】

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかしながら深刻な児童虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

本市においても過去に児童の命に関わる重大な虐待事件が発生しており、最近においても、連日、児童虐待に関する相談や通告が寄せられています。

このような中、本市では家庭子ども相談課を中心に児童虐待についての相談や通告に対応しているほか、「久留米市要保護児童対策地域協議会」での関係機関との連携や、庁内の教育・保育、母子保健、ひとり親家庭支援等に係る関係部署間の連携等により、庁内外の様々な場で児童虐待の早期発見・早期対応が行われるよう取り組んでいます（第3章-5-(2)「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」参照）。

また、児童虐待は、親が子育てに困ることが前段階にあることから「親が育っていく」ことへの支援も重要です。そのためには、保護者が子育てに困っていることに気づき、アドバイスしたり応援したりできる人材の確保・育成が必要です。

本市では、これまでも、子育て支援の担い手を増やしていくために、パートナー養成講座やサポーター養成講座を実施してきましたが、今後もこうした担い手を養成しつつ、子どもの泣き声や子育てに苦労している親を温かく見守って声かけをしていけるような地域づくりを目指します。このような取り組みに加え、母子生活支援や里親制度等の社会的養護に係る取り組みもあわせて、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が望まれています。

【今後の方針】

- 「久留米市要保護児童対策地域協議会」について、協議会を構成する関係機関のさらなる連携強化を図るとともに、協議会メンバーの専門性の向上や資質の向上による組織の充実・強化に努めます。
- 本市の児童虐待や子育てに関する相談窓口である家庭子ども相談課について、保健師や社会福祉士等の専門職を配置することで対応能力を高めていくとともに、必要に応じて精神科医等の外部の専門家を活用するなど相談体制の強化を図ります。
- 地域コミュニティに児童虐待防止の啓発を働きかけていくとともに、セーフコミュニティの取り組みも活用し、コミュニティレベルでの要保護児童対策協議組織の設立を図っていきます。その際は地域の民生委員や主任児童委員をはじめ、里親制度に理解のある地域人材にも協力を求め、地域における子育て見守りのネットワーク構築を図ります。また、具体的な地域における見守り活動を促進していくため、子どもとの適切な関わり方を知り実践する講座の拡充に努めます。
- 児童虐待防止等に係る児童福祉施設の活用についても、地域の母子生活支援施設はもとより、より広域的な施設間の情報提供や連携を進め、様々なニーズに対応できる体制の構築を図ります。

5 きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援

【基本的な考え方】

「子育て家庭」と一言に言ってもさまざまな家庭があり、ひとり親家庭や障害等のある子どものいる家庭、多胎児がいる家庭や外国人の保護者の家庭など、よりきめ細やかな配慮を必要とする家庭も少なくありません。

また、そのような家庭では、生活環境や経済的環境を背景に、DV(ドメスティック・バイオレンス)や児童虐待の問題や、親子双方の健康の問題、子どもの教育や進学、いじめ・不登校の問題など、多様な分野に係る課題を抱える家庭もあることから、これらの関連分野の連携による総合的な支援が必要となります。

ひとり親家庭は、保護者が子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなければならない、仕事と子育ての両立の難しさや、男女の賃金格差などの雇用の分野をはじめとした社会全体が抱える課題の影響を顕著に受けており、厳しい状況に立たされているといえます。

このような現状を踏まえ、本市では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、「就業支援」「子育て・生活支援」「経済的支援」を柱とした支援施策を展開しています。今後は、ひとり親家庭の保護者が安定した仕事に就き、子育てと仕事を両立しながら自立した生活を営めるよう支援することを特に重視し、「就業支援」と、就業のための「子育て・生活支援」の充実を図ります。また、就労による自立が直ちには困難なひとり親家庭もあるため、就業自立以前の生活自立支援として、母子生活支援施設(久留米松柏園)での受け入れ等をはじめとした各家庭の状況に応じた自立支援に取り組みます。

また、障害や発達面での支援が必要な子どもやその家族については、障害等があることが大きな不安や負担とならないよう、きめ細やかな配慮を行いながら、子どもの育ちと保護者の子育てを支援していくことが必要です。

本市では、障害や発達面での支援が必要な子どもが、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられるよう、乳幼児健診においても障害等の早期発見に努め、その結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについては、その後の相談・支援へのつながりを行っています。今後は、早期支援の窓口として乳幼児健診等の母子保健事業の充実を図るほか、福祉、教育、保健、医療分野等の庁内外の連携強化により、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援体制づくりに取り組めます。

このほかにも、きめ細やかな配慮を必要とする家庭への支援として、双子・三つ子などの多胎児のいる家庭や外国人の保護者の家庭などの課題を的確に捉え、必要とする適切なサービスの提供に努めます。

【今後の方針】

- ひとり親家庭の自立支援や保育・子育て支援、要保護児童対策などを含む児童福祉分野をはじめとして、母子保健、生活保護や生活困窮者対策などの社会福祉、雇用、教育など、ひとり親家庭支援に係る各分野の関係機関と協力・連携し、支援施策の検討や実施を行います。
- 「第2期久留米市障害者計画」に基づき、障害や発達面での支援が必要な子どもに対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行う仕組みづくりや、就学前の教育・保育施設や小学校、中学校等の関係機関の連携強化、庁内の障害福祉、児童福祉、教育、母子保健等の関連部署連携による総合的な支援体制の構築等に取り組めます。
- 発達の面で支援が必要と思われる子どもに対して幼児教育研究所で相談・訓練・療育などの適切な支援を行うほか、受け入れを行っている教育・保育施設への巡回相談支援や公共施設での訪問療育支援など、地域に出向いた相談・支援の取り組みを充実します。
- 母子保健分野において、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や発達相談、育児支援教室等により、障害の原因となる疾病等の早期発見・早期支援に取り組めます。
- 教育・保育施設や放課後児童クラブ(学童保育)での障害のある子どもの受入れを今後も引き続き実施します。

- 双子・三つ子など多胎児の育児については、エンゼル支援訪問事業の拡充などを図ってきましたが、さらに家事、育児、外出などへの支援の充実を図っていきます。また、母子保健分野においても支援活動を行う自主サークル団体と連携をし、多胎育児の支援に取り組みます。
- 外国人の保護者の育児に関しては、多言語に対応する母子健康手帳の整備や広報物のかな表記など言葉の問題を解決しつつ、支援団体とも連携を図りながら、育児観・教育観や文化の違いに配慮した支援を進めていきます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みの推進

【基本的な考え方】

働く保護者にとって子育てと仕事の両立は大変重要な課題であり、国は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定するなど、仕事と生活の調和がとれた社会の実現に向けた取り組みを推進しており、社会全体の運動として広げていく必要があるとしています。

本市では、このような「仕事と生活の調和」に向けた取り組みとして、国・県や地域経済団体と連携して、仕事と子育て両立支援推進のための啓発事業に取り組んできました。具体的には、仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰をはじめ、先進事例の情報収集・提供や各種セミナー、講演会等の開催、育児休業等の法制度に関する啓発資料の配布等により、事業主や労働者に対する意識啓発を図るとともに、子育てと仕事の両立支援の普及・啓発に努めています。

しかしながら、ニーズ調査によると、今後、市に期待することの上位に「仕事と子育ての両立支援についての企業への普及・啓発」があがっており、企業への普及・啓発をはじめ、父親・母親双方に対する仕事と子育ての両立支援を図ることが求められています。

このようなことから、今後も男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県や企業等と連携しながら、長時間労働の是正、育児休業の取得促進といった働き方の見直しをはじめとした「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する広報・啓発や、男性の子育てへの関わりの支援・促進に取り組めます。

【今後の方針】

- 事業主、労働者、市民に対して仕事と生活の調和等に関する広報・啓発を行います。
- 育児・介護休業法等、関係法令・制度の普及・啓発に努めます。
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業等の好事例の情報収集・提供を行います。
- 仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰を行い、先進企業の社会的評価を高めるとともに、地域での取り組みを促進します。
- 経済団体等と連携する久留米市仕事と子育て両立支援推進会議を中心に、両立支援に関する社会的な気運を醸成するための取り組みを推進していきます。

7 主要施策一覧

1～6 に示した各分野の主な施策は以下のとおりです。

分野	No.	名称	概要	担当課
1	1	利用者支援事業の実施	第3章-4 参照	児童保育課 子ども育成課 家庭子ども相談課
	2	幼保小連携等の取り組みの推進	第4章-3 参照	児童保育課 子ども育成課 幼児教育研究所 学校教育課
	3	思春期の健康教育・保健指導の充実	食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや、性、喫煙・飲酒、薬物乱用の有害性等に関する教育を行う。	健康推進課 総務医薬課
	4	心の教育の推進	児童生徒の健全な心の育成を図るため、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラー等を市立学校（小学校、中学校、特別支援学校、高校）に配置する。	学校教育課
	5	若者に対する結婚支援等の仕組みづくり	若い世代の結婚・出産・子育て支援の一環として、結婚を希望する若者に対する結婚のきっかけづくり等の支援に取り組む。	子ども育成課
2	6	児童手当の支給	児童を養育している保護者に国の方針に従って手当を支給する。	家庭子ども相談課
	7	乳幼児等医療費の助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の保護者に対して、医療費の一部を助成する。	医療・年金課
	8	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している母子家庭及び父子家庭等に手当を支給する。	家庭子ども相談課
	9	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。	医療・年金課
	10	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の心身障害児（者）の保護者に対して、手当を支給する。	家庭子ども相談課
	11	障害児福祉手当の支給	日常生活において、常時の介護や援助を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給する。	障害者福祉課
	12	重度障害児（者）医療費の助成	小学校就学後の障害児（者）に対して、医療費の一部を助成する。	医療・年金課
	13	保育料の軽減（1・2・3号）	利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の徴収基準（1・2・3号）から軽減を行い、市独自の保育料を設定する。	児童保育課
	14	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の所得に応じて、保育料を援助することで、幼稚園への就園を奨励する。	子ども育成課
	15	就学援助の実施	経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助する。	学校保健課
	16	各種奨学金の支給	市独自の奨学金制度をはじめ各種奨学金制度を活用し、経済的理由により進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援する。	学校教育課

分野	No.	名称	概要	担当課
3	17	地域子育て支援拠点事業の実施	第3章-3 参照	児童保育課 子ども育成課
	18	利用者支援事業の実施 《再掲》	第3章-4 参照	児童保育課 子ども育成課 家庭子ども相談課
	19	年度途中での入所支援	育休満了時（原則1歳到達時）から必要な保育が利用できるよう、年度途中における乳児（3歳未満児）の入所を可能とするための取り組みを進める。	児童保育課
4	20	要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見・未然防止や虐待への適切な対応等を円滑に行うために、保健、医療、福祉等の関係機関が連携を図りながら協調して事業を展開する。 [第3章-5-(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 参照]	家庭子ども相談課
	21	子どもや家庭に関する相談の充実	関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、家庭児童相談に携わる職員の資質向上と相談体制の強化を図る。	家庭子ども相談課
	22	母子保健事業を活用した虐待の早期発見・予防	乳幼児健診や訪問指導等の母子保健事業の機会を活用し、虐待の早期発見や子育て不安の軽減により、虐待予防に取り組む。	健康推進課 地域保健課
	23	児童虐待を予防する施策の実施	児童虐待防止および子どものケアに関する人材の養成や子どもの養育環境を改善するための取り組み、保護者の疾病等による一定期間の養育・保護等を行う。	家庭子ども相談課 児童保育課
	24	子ども見守り地域ネットワークの構築	セーフコミュニティの取り組みと連携しながら地域における子ども見守りネットワークを構築し、児童虐待の早期発見・未然防止のための事業を行う。 [第3章-5-(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 参照]	家庭子ども相談課
5	25	ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施	職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい職業講習など一貫した就業支援サービスを提供し、自立支援を行う。	家庭子ども相談課
	26	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業の実施	就職に有利な看護師、介護福祉士等の資格を取得するため、養成機関で修業する場合、修業期間中に毎月訓練促進費、卒業後に一時金の支給を行う。	家庭子ども相談課
	27	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	就職につながる能力開発のため、市が指定した講座を受講し修了した場合、支払った受講料の2割相当額の支給を行う。	家庭子ども相談課
	28	ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。	家庭子ども相談課
	29	母子父子寡婦福祉資金の貸付	経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進することを目的に、12種類の貸付を行う。	家庭子ども相談課
	30	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。	家庭子ども相談課
	31	母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、自立を促進する母子生活支援施設「久留米市松柏園」を設置、運営する。市内での措置が適切でない場合は市外施設へ入所委託する。	家庭子ども相談課

分野	No.	名称	概要	担当課
5	32	切れ目のない支援体制の確立	第2期久留米市障害者計画等に基づき、障害や発達面での支援が必要な子どもに関する包括的支援を、幼保小の区別なく一貫して行う体制の検討・整備を図る。	健康推進課 地域保健課 障害者福祉課 幼児教育研究所 学校教育課
	33	子ども発達支援センター機能整備	幼児教育研究所で来所型の発達支援（相談・訓練・療育）を行うほか、教育・保育施設への巡回相談支援や公共施設での訪問療育支援など、出前型の支援を行う（巡回支援事業・訪問療育事業）。	幼児教育研究所
	34	障害児保育の推進	集団保育が可能な障害児の受入れを行う保育所に対して、保育士等を加配する。	児童保育課
	35	放課後児童クラブでの受入	放課後児童クラブ（学童保育）で障害や発達面での支援が必要な子どもを受け入れるため、指導員を加配する。	子ども育成課
	36	多胎児支援の実施	多胎育児を支援するための講演会を実施するとともに、支援活動を行っている自主サークルに対する活動の場の確保や市専門職による相談の実施など、自主サークルと連携して多胎育児の支援を行う。	健康推進課
	37	エンゼル支援訪問事業の実施	第3章-5-(1)-①参照	児童保育課
6	38	職業生活における仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発の実施	事業主に関連法制度について周知を図るとともに、「久留米市仕事と子育て両立支援推進会議」において経済団体等と連携して、男女ともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくりについて広報・啓発を行う。	労政課
	39	仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰	子育てと仕事の両立支援啓発の一環として、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる市内の事業所を表彰する。	労政課

第6章 計画の推進

1 計画推進の方策

(1) 関係団体等との連携

この計画に基づき、本市が質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施に向けて基盤整備を行うためには、地域の教育・保育施設やその他の子ども・子育て支援事業を行う地域の関係団体等との連携が不可欠です。

このため、これらの関係団体等と連携・協働しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めていきます。

(2) 計画の進行管理

この計画に基づき実施する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を所管する教育・保育・保健等の関係部局において、毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

また、学識経験者や子どもの保護者、関係団体等からなる「久留米市子ども・子育て会議」を継続し、毎年度、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

(3) 利用者の視点にたった点検・評価

この計画の点検・評価にあたっては、毎年実施している市民意識調査、各サービスについての満足度調査、補完的な調査の実施等により利用者の視点にたった現状把握に努め、点検・評価を行います。

(4) 計画内容や進捗状況の周知

市の広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、子ども・子育て支援新制度の内容とあわせて、この計画の内容や進捗状況の情報を公開し、広く市民に周知します。

あわせて、計画内容や進捗状況に対する市民や関係団体等の意見聴取に努め、計画の推進や次期計画見直しなどに反映していきます。

(5) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、社会経済情勢、国の政策の動向など様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、市民ニーズの変化や国の関連政策の改正等にも適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 人口等の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成21年以降、302,000人～305,000人前後で推移しており、平成26年4月1日現在305,214人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、14歳以下の年少人口は、平成21年以降、43,000～44,000人台推移しながら徐々に減少しており、直近5年間で878人減少しています。

一方、65歳以上の老年人口は一貫して増加しており、平成26年4月1日現在で72,000人を超えています。このように、本市においても着実に少子高齢化が進行しています。

平成26年4月1日現在の年齢3区分別人口構成比を福岡県・全国と比較すると、本市の年少人口（0～14歳）は総人口の14.2%を占めており、福岡県（13.6%）や全国（12.8%）をやや上回っています。

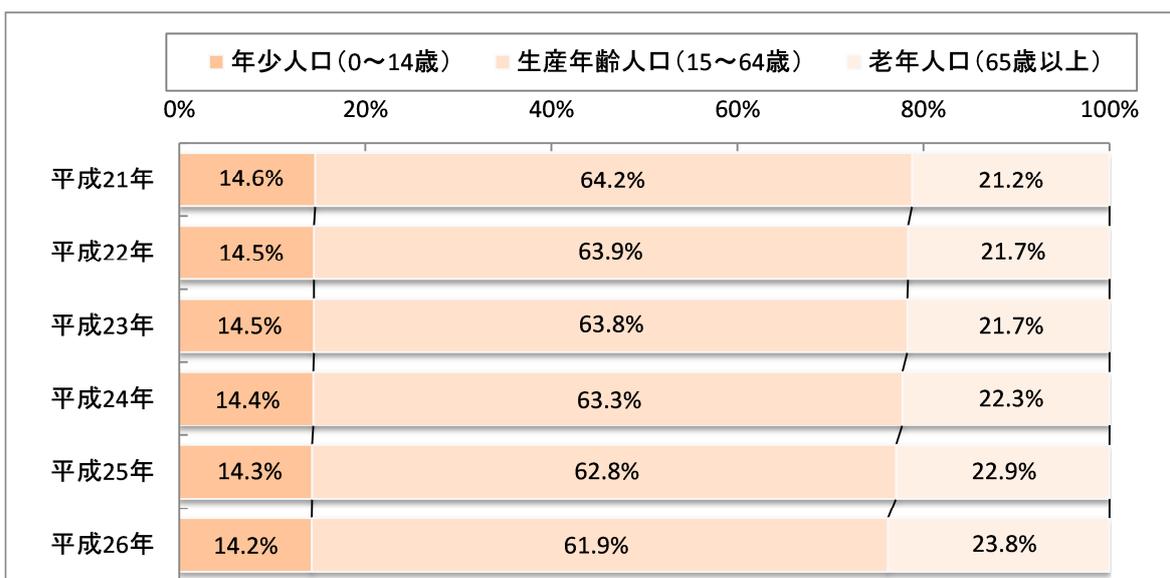
図表－13 人口の推移 (単位:人)

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	303,233	302,964	302,567	302,333	304,831	305,214
年少人口 (0～14歳)	44,356 14.6%	43,911 14.5%	43,779 14.5%	43,578 14.4%	43,573 14.3%	43,478 14.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	194,590 64.2%	193,448 63.9%	193,117 63.8%	191,449 63.3%	191,353 62.8%	189,038 61.9%
老年人口 (65歳以上)	64,287 21.2%	65,605 21.7%	65,671 21.7%	67,306 22.3%	69,905 22.9%	72,698 23.8%

資料/住民基本台帳(4月1日現在)

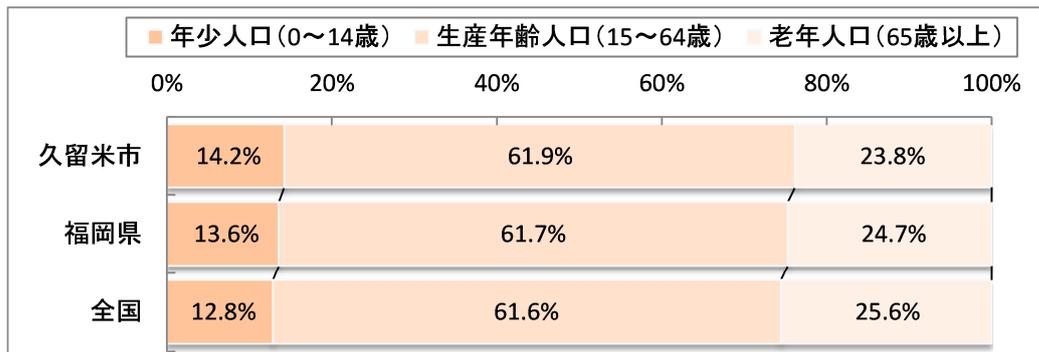
※住民基本台帳法の改正により、平成25年以降は、外国人住民を含んだ数値(以下同じ)

図表－14 年齢3区分別人口構成比の推移



資料/住民基本台帳(4月1日現在)

図表－15 年齢3区分別人口構成比の比較（久留米市・福岡県・全国）
[平成26年]



資料／久留米市：住民基本台帳（平成26年4月1日現在）

福岡県：人口移動調査（平成26年4月1日現在）※年齢不詳を除外した割合

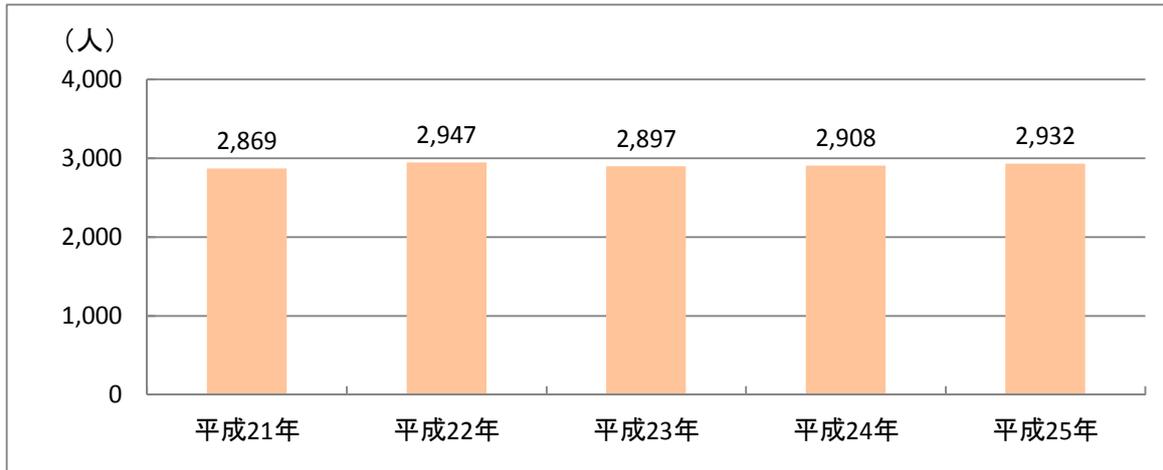
全国：総務省統計局推計人口（平成26年4月1日現在[確定値]）

（２）出生の状況

本市の出生数は、平成21年以降、2,900人前後で推移しています。

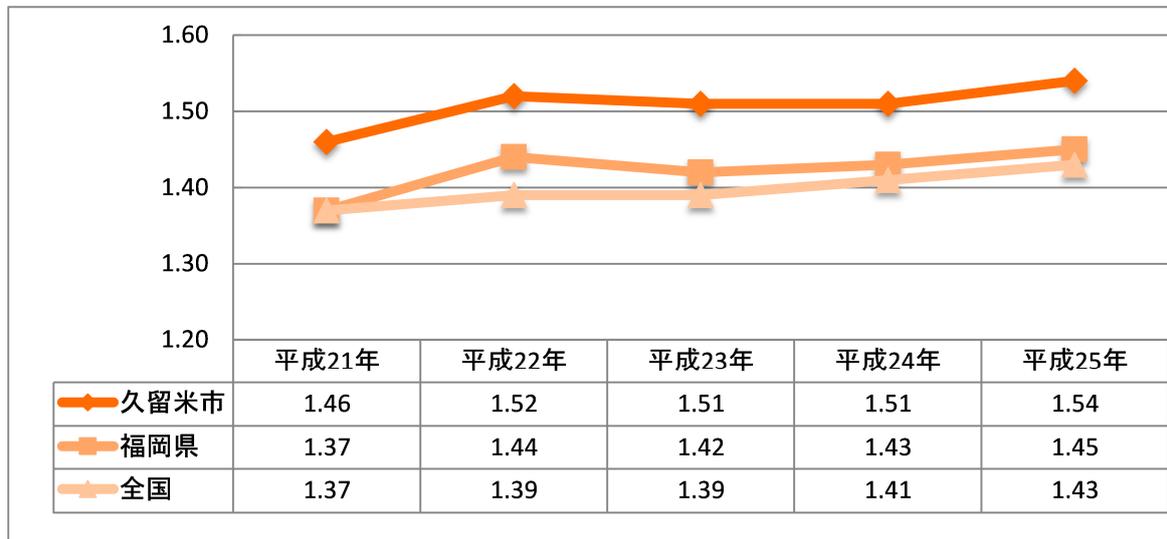
また、一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す値である合計特殊出生率は、1.5前後で推移しており、全国・福岡県と比較するとやや高い水準を維持できていますが、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である2.07には及ばない状況です。

図表－16 出生数の推移



資料／厚生労働省人口動態統計

図表－17 合計特殊出生率の推移



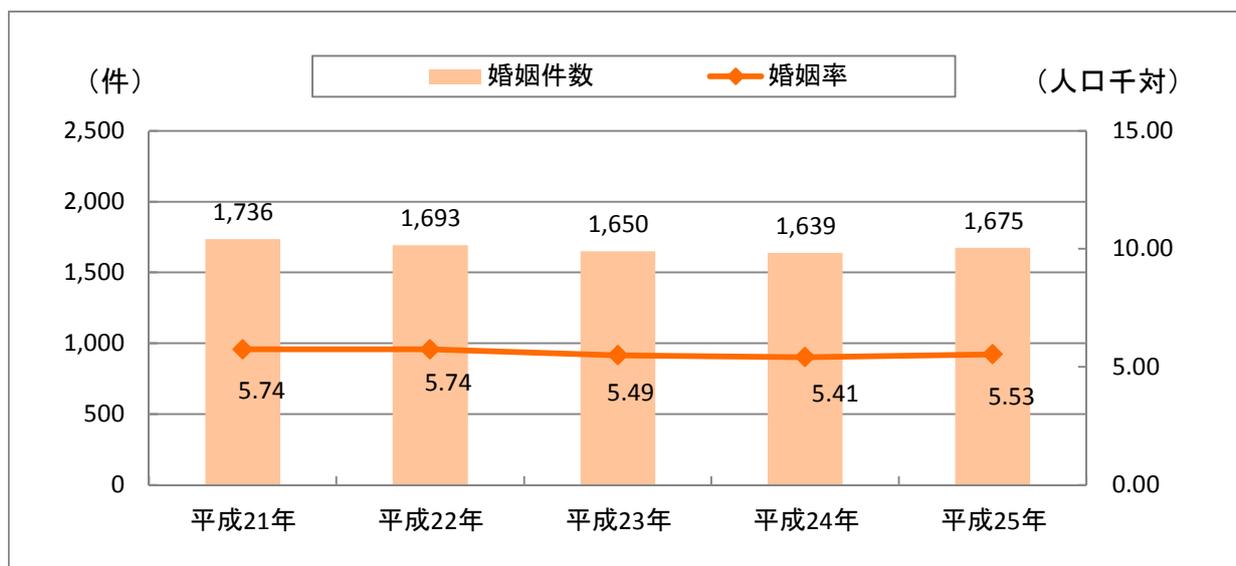
資料／久留米市：出生数は厚生労働省人口動態統計、女性人口は10月1日現在住民基本台帳人口を用いて算出
福岡県、全国：厚生労働省人口動態統計

(3) 婚姻の状況

本市の婚姻件数は、平成22年以降、年間1,700件を下回っており、平成25年では1,675件（婚姻率5.53）となっています。

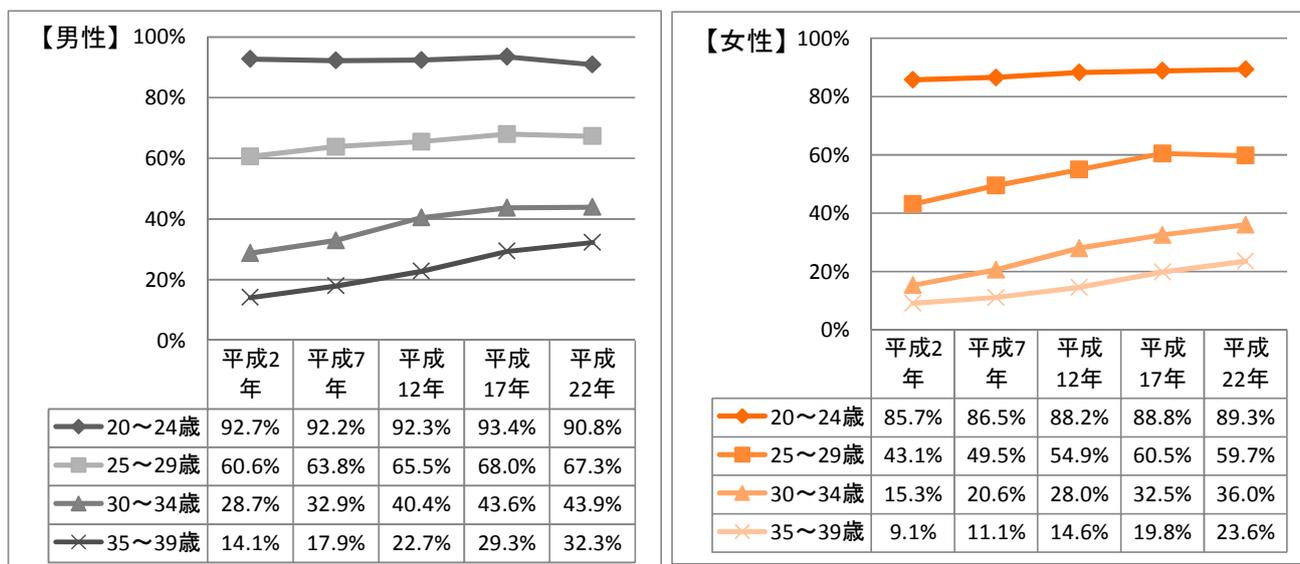
本市の20・30歳代の未婚率の状況を国勢調査結果からみると、男女とも20歳代では近年上昇がやや鈍化していますが、30歳代の未婚率は顕著に上昇しています。

図表-18 婚姻件数・婚姻率（人口千対）の推移



資料／厚生労働省人口動態統計

図表-19 未婚率の推移



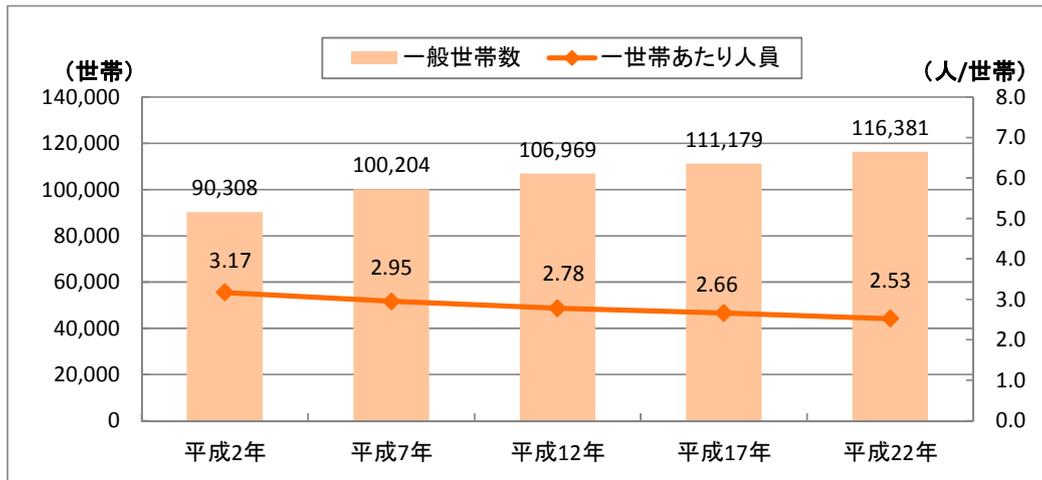
資料／総務省統計局国勢調査

（４）子育て家庭の状況

① 世帯数と一世帯あたり人員

国勢調査による世帯数の推移をみると、本市の世帯数は一貫して増加しており、平成17年の市町村合併以降、11万人を超えています。その一方で、一世帯あたり人員は減少を続けており、平成22年では2.53人と、世帯の核家族化が進行しています。

図表－20 世帯数と一世帯あたり人員の推移



資料／総務省統計局国勢調査

② 子どもがいる世帯

一般世帯数全体は増加していますが、18歳未満の子どもがいる世帯数は減少しており、平成22年では6歳未満がいる世帯：11,913世帯（一般世帯に占める割合：10.2%）、18歳未満がいる世帯：28,921世帯（同：24.9%）となっています。

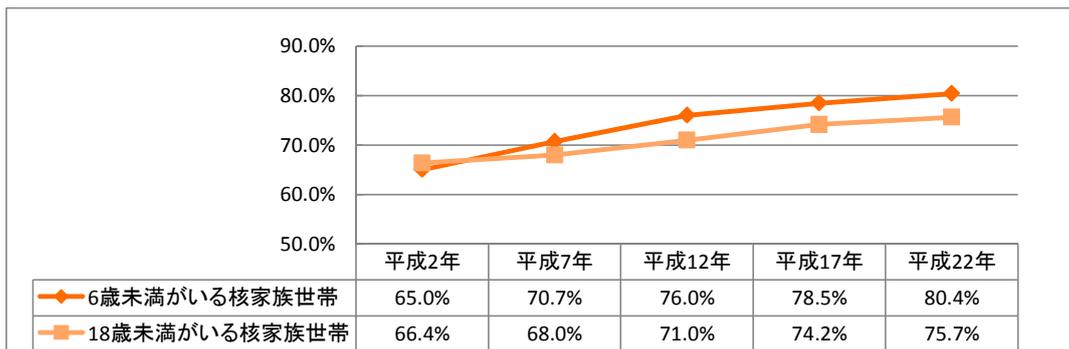
また、18歳未満の子どもがいる世帯において、親と子のみの核家族世帯の割合が一貫して上昇しており、平成22年では、6歳未満がいる世帯の8割（80.4%）が核家族世帯となっています。

図表－21 子どもがいる世帯数の推移 (単位:世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	90,308	100,204	106,969	111,179	116,381
6歳未満がいる世帯	14,617	13,980	13,692	13,197	11,913
一般世帯に占める割合	16.2%	14.0%	12.8%	11.9%	10.2%
18歳未満がいる世帯	37,732	35,300	32,873	30,981	28,921
一般世帯に占める割合	41.8%	35.2%	30.7%	27.9%	24.9%

資料／総務省統計局国勢調査

図表－22 子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合の推移



資料／総務省統計局国勢調査

③ ひとり親家庭の状況

平成22年の国勢調査でひとり親家庭の状況をみると、本市のひとり親家庭は母子家庭世帯：3,219世帯（一般世帯に占める割合：2.8%）、父子家庭世帯：226世帯（同：0.2%）となっています。

一般世帯に占めるひとり親家庭の割合は福岡県とほぼ同率となっています。

図表－23 ひとり親家庭の状況（平成22年）

	一般世帯数	母子家庭世帯		父子家庭世帯	
		実数	構成比	実数	構成比
久留米市	116,381	3,219	2.8%	226	0.2%
福岡県	2,106,654	56,646	2.7%	4,701	0.2%
全国	51,842,307	1,132,504	2.2%	120,914	0.2%

資料／総務省統計局国勢調査

※母子家庭世帯：18歳未満の子どもがいる世帯のうち、女親と子どもからなる世帯

父子家庭世帯：18歳未満の子どもがいる世帯のうち、男親と子どもからなる世帯

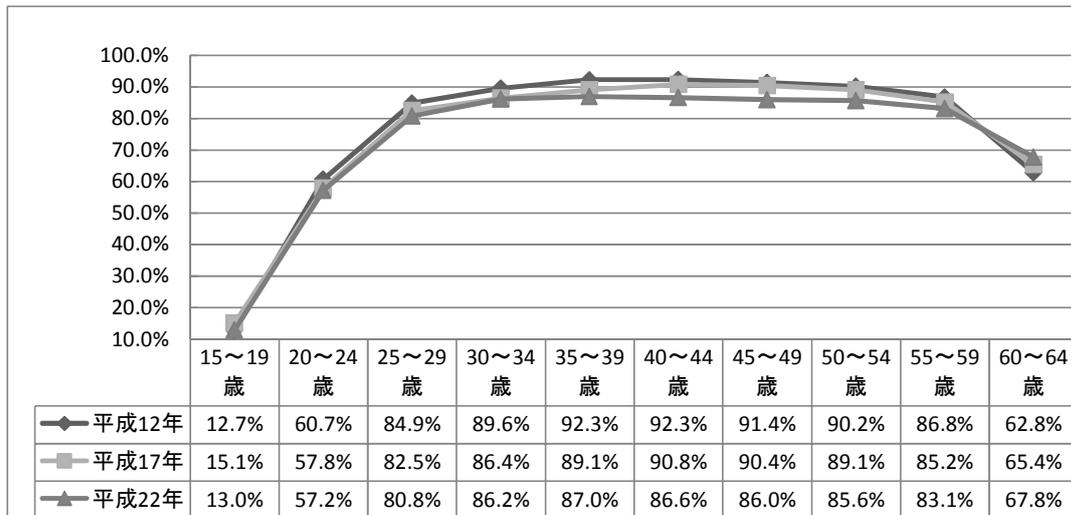
(5) 就業の状況

平成 22 年の国勢調査で 15 歳以上の就業率をみると、男性は 20 歳代後半から 50 歳代後半にかけて 8~9 割の水準にあります。年次別の推移をみると、60 歳代前半を除き、各年齢層において就業率が低下傾向にあります。

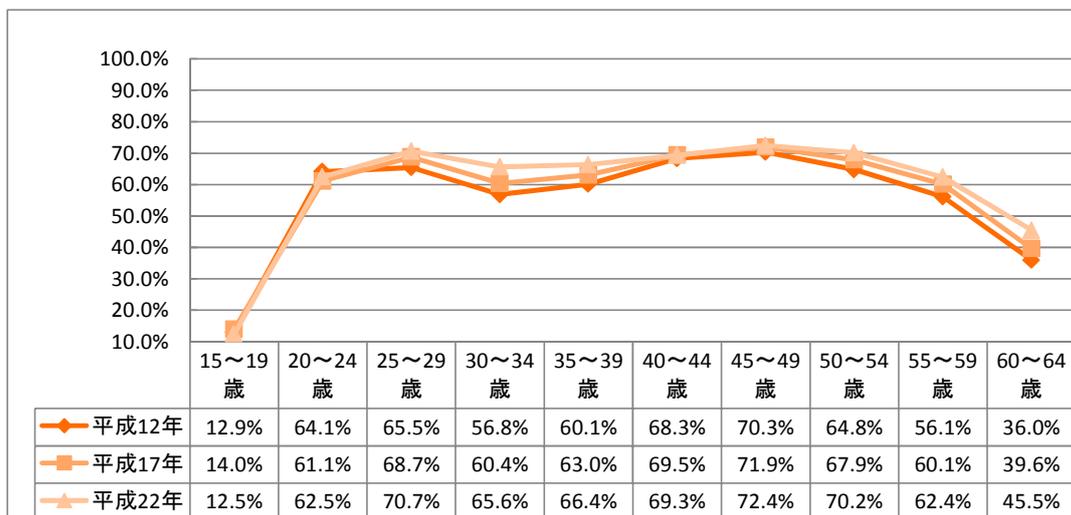
一方、女性では、一般的に「M字カーブ」といわれる 25~29 歳層及び 45~49 歳層を左右のピークとし、35~39 歳層を底とする状況が見られます。また、年次別の推移をみると、10 歳代を除き、各年齢層において就業率が上昇傾向にあります。

図表-24 性・年齢別就業率の推移

【男性】



【女性】



資料／総務省統計局国勢調査

2 教育・保育施設等の状況

(1) 認可保育所の状況

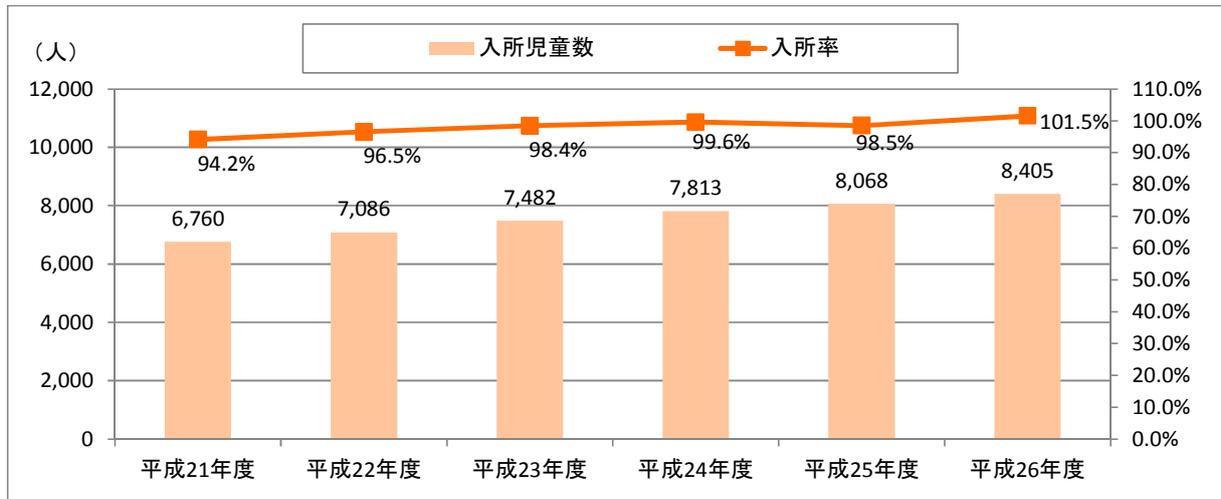
平成26年度現在、本市には75園の認可保育所があります（幼保連携型・保育所型認定こども園含む）。平成21年度以降、入所児童数は増加し続けており、平成26年4月1日現在で8,405人（0～5歳児全体の47.9%）が入所しています。

また、平成21年度以降、施設整備や定員拡充を図ってきましたが、定員に対する入所者の割合（入所率）は平成26年度では100%を超えています。

図表-25 認可保育所の状況

（単位：人、か所）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所対象児童数（0-5歳）【A】	17,008	16,990	17,079	17,230	17,382	17,532
認可保育所数	66	66	73	74	75	75
公立	15	12	12	12	12	12
私立	51	54	61	62	63	63
定員【B】	7,180	7,340	7,600	7,845	8,192	8,278
入所児童数（4月1日現在）【C】	6,760	7,086	7,482	7,813	8,068	8,405
公立	1,380	1,230	1,280	1,344	1,347	1,380
私立	5,380	5,856	6,202	6,469	6,721	7,025
入所率【C/B】	94.2%	96.5%	98.4%	99.6%	98.5%	101.5%
利用率【C/A】	39.7%	41.7%	43.8%	45.3%	46.4%	47.9%
待機児童数	-	2	14	13	15	9



資料／児童保育課調べ

※幼保連携型・保育所型認定こども園含む

※平成21年度の待機児童数は不明

(2) 幼稚園の状況

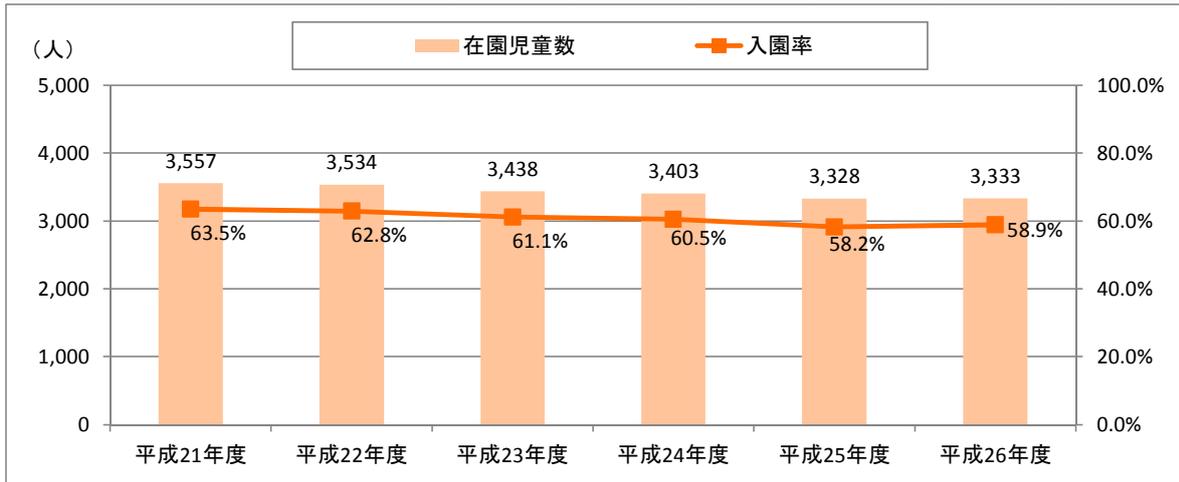
平成26年度現在、本市には29園の幼稚園があります（幼保連携型・幼稚園型認定こども園含む）。平成21年度以降、在園児童数は減少傾向にありますが、平成26年5月1日現在で3,333人（0～5歳児全体の38.0%）が入園しています。

また、平成21年度以降、定員に対する在園児童数の割合（入園率）も低下傾向にあり、平成26年度では58.9%となっています。

図表-26 幼稚園の状況

(単位:人、か所)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入園対象児童数(3-5歳)【A】	8,360	8,459	8,431	8,522	8,569	8,765
幼稚園数	30	30	30	30	30	29
公立	0	0	0	0	0	0
私立	30	30	30	30	30	29
定員【B】	5,605	5,625	5,625	5,625	5,720	5,662
在園児童数(5月1日現在)【C】	3,557	3,534	3,438	3,403	3,328	3,333
公立	0	0	0	0	0	0
私立	3,557	3,534	3,438	3,403	3,328	3,333
入園率【C/B】	63.5%	62.8%	61.1%	60.5%	58.2%	58.9%
利用率【C/A】	42.5%	41.8%	40.8%	39.9%	38.8%	38.0%



資料/子ども育成課調べ

※幼保連携型・幼稚園型認定こども園含む

※在園児童数は、市内幼稚園に通う市内在住園児の人数

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

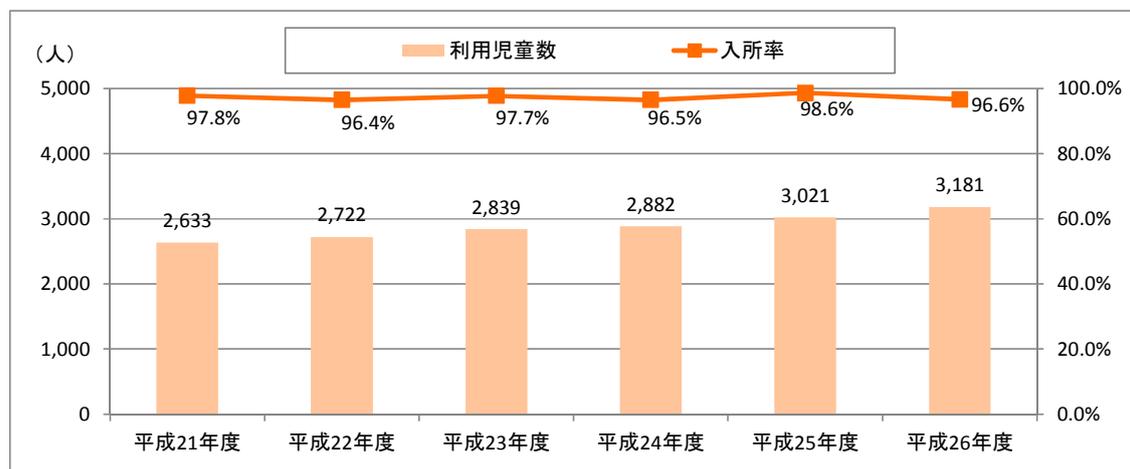
平成26年度現在、本市には75か所の放課後児童クラブ(学童保育所)があります。平成21年度以降、入所児童数は増加し続けており、平成26年5月1日現在で3,181人(小学1~3年生全体の40.0%)が利用しています。

また、平成21年度以降、施設整備や定員拡充を図ってきましたが、定員に対する利用児童数の割合(入所率)は毎年95%を超えています。

図表-27 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

(単位:人、クラブ)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所対象児童数(1-3年生)【A】	8,685	8,372	8,275	7,990	7,950	7,959
放課後児童クラブ数	49	50	55	62	69	75
定員数(1-3年生)【B】	2,693	2,823	2,906	2,988	3,063	3,292
利用児童数(1-3年生)【C】	2,633	2,722	2,839	2,882	3,021	3,181
入所率【C/B】	97.8%	96.4%	97.7%	96.5%	98.6%	96.6%
利用率【C/A】	30.3%	32.5%	34.3%	36.1%	38.0%	40.0%



資料/子ども育成課調べ

(4) 小学校・中学校の状況

平成26年度現在、本市には市立小学校が46校あり、664学級に16,387人の児童が通学しています。

また、市立中学校は17校あり、266学級に8,157人の生徒が通学しています。

図表－28 小学校・中学校の状況

(単位:人、か所、クラス)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	学校数	46	46	46	46	46	46
	学級数	647	644	647	655	664	664
	特別支援学級	68	71	80	84	87	96
	児童数	17,578	17,310	17,029	16,738	16,545	16,387
中学校	学校数	17	17	17	17	17	17
	学級数	260	261	264	263	264	266
	特別支援学級	31	33	32	33	35	38
	生徒数	8,411	8,268	8,329	8,242	8,211	8,157

資料／学校基本調査(5月1日現在)

3 ニーズ調査（久留米市子育てに関するアンケート調査）の結果

（1）ニーズ調査の概要

市民の教育・保育、子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の基礎資料とするため、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査（久留米市子育てに関するアンケート調査）を実施しました。

また、この調査を補足する調査として、幼稚園児の保護者と小学生の保護者を対象とした就労状況等に関するアンケート調査を実施しました。

図表－29 ニーズ調査の設計と回収結果

調査名	久留米市子育てに関するアンケート調査
調査対象	就学前児童を養育する保護者
対象抽出方法	住民基本台帳による層化無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促状1回使用）
標本数	3,200人
有効回収数（有効回収率）	2,018人(63.1%)
調査期間	平成25年10月15日～平成25年10月27日

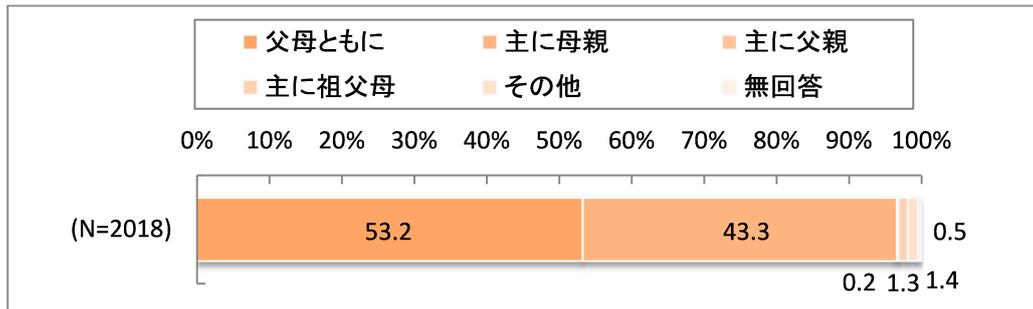
(2) 主な調査結果

① 子育て家庭の状況

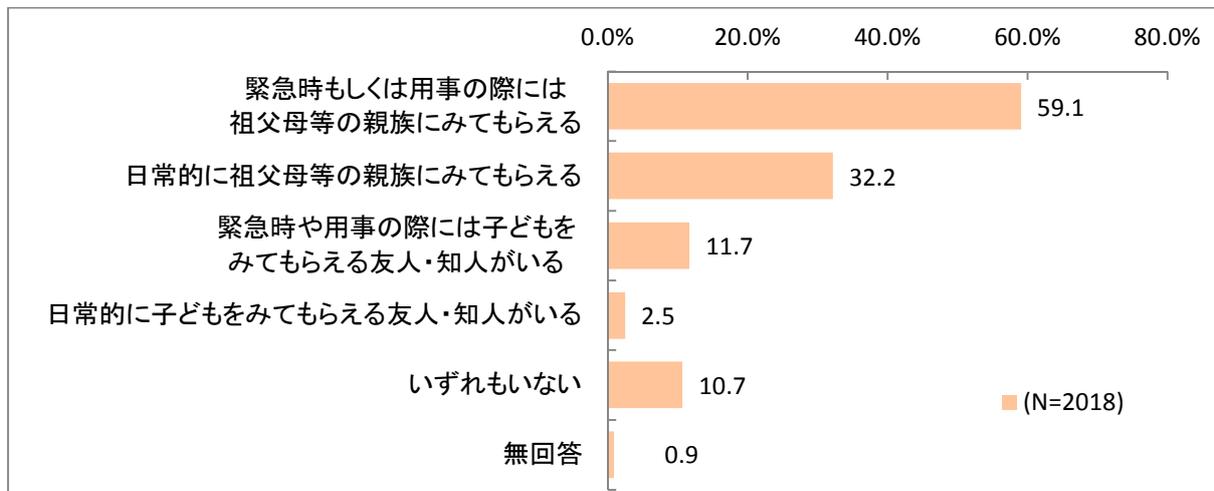
父母ともに子どもの世話をしている子育て家庭が過半数を占めている一方で、4割強の家庭では、母親のみが主に子育てをしている状況です。

緊急時等の預け先として、祖父母等の親族がいる家庭が多くなっていますが、預け先がない人も1割程度います。

図表-30 主な保育者（子どもの世話をしている人）



図表-31 子どもを預けられる人の状況

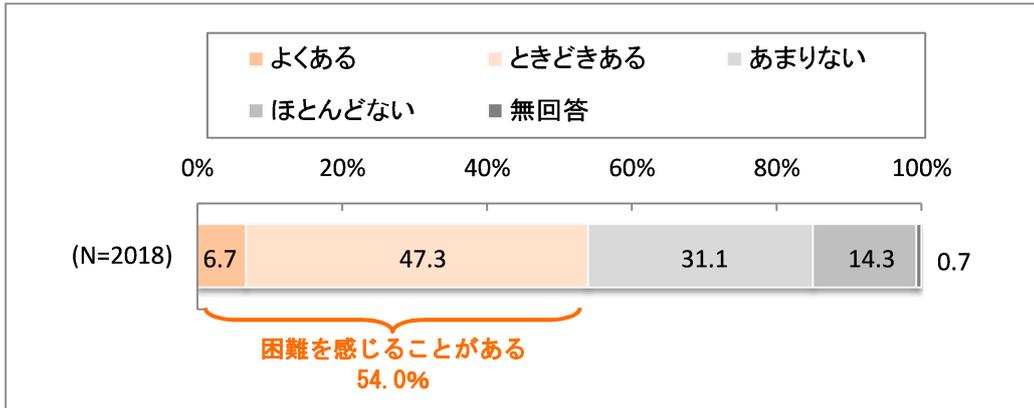


② 子育てに対する意識

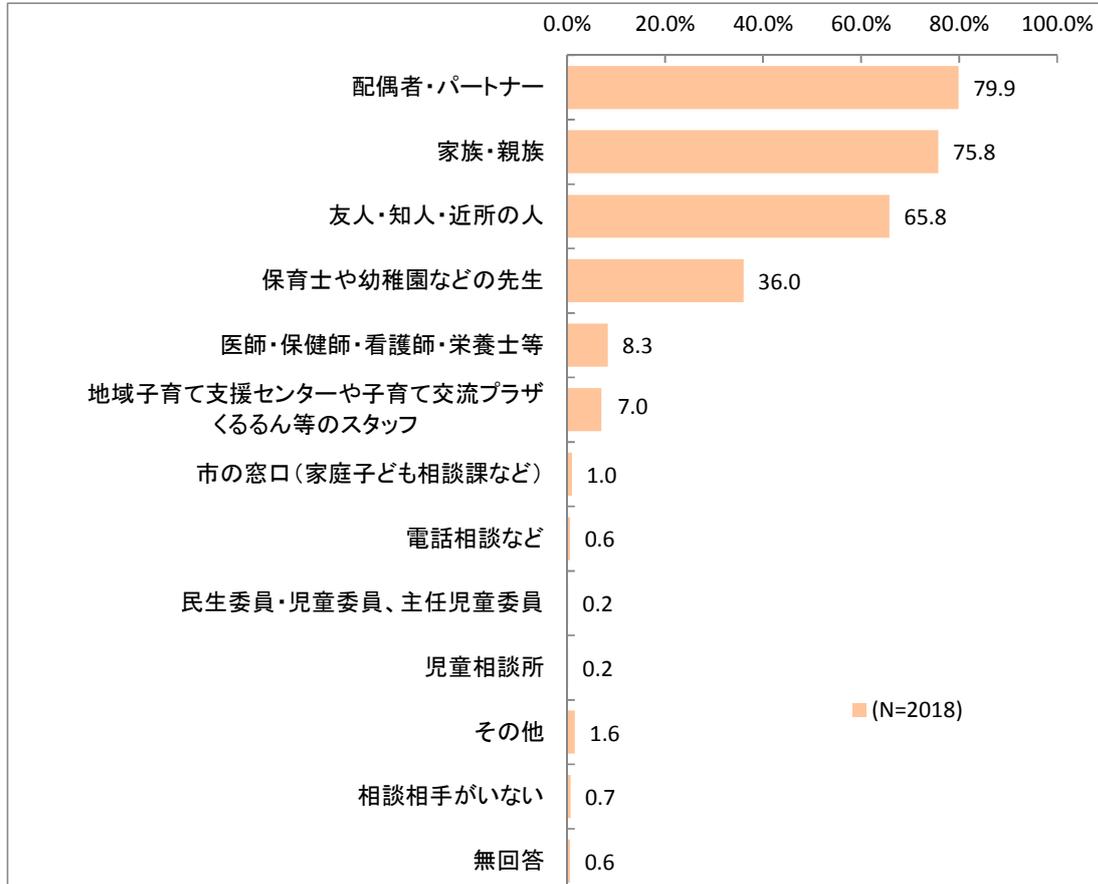
子育てに困難を感じることがある保護者が 54.0%と過半数を占めています（「よくある」6.7% + 「ときどきある」47.3%）。

子育てに関する悩みや不安については、8割程度の方が「配偶者・パートナー」（79.9%）や「家族・親族」（75.8%）に相談しており、次いで「友人・知人・近所の人」（65.8%）や「保育士や幼稚園などの先生」（36.0%）となっています。

図表－32 子育てに困難を感じることの有無



図表－33 子育てに関する悩みや不安の相談先

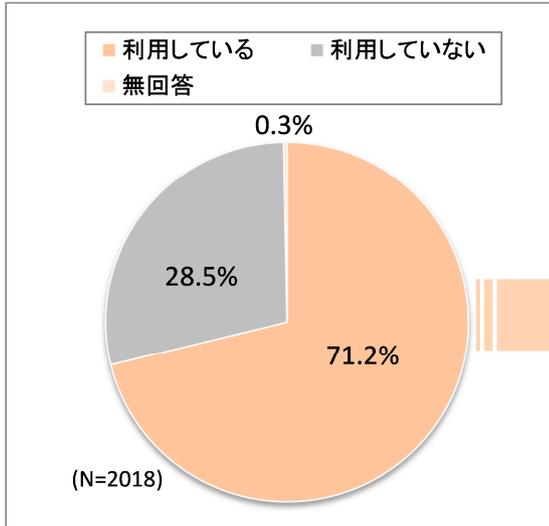


③ 平日の定期的な教育・保育について

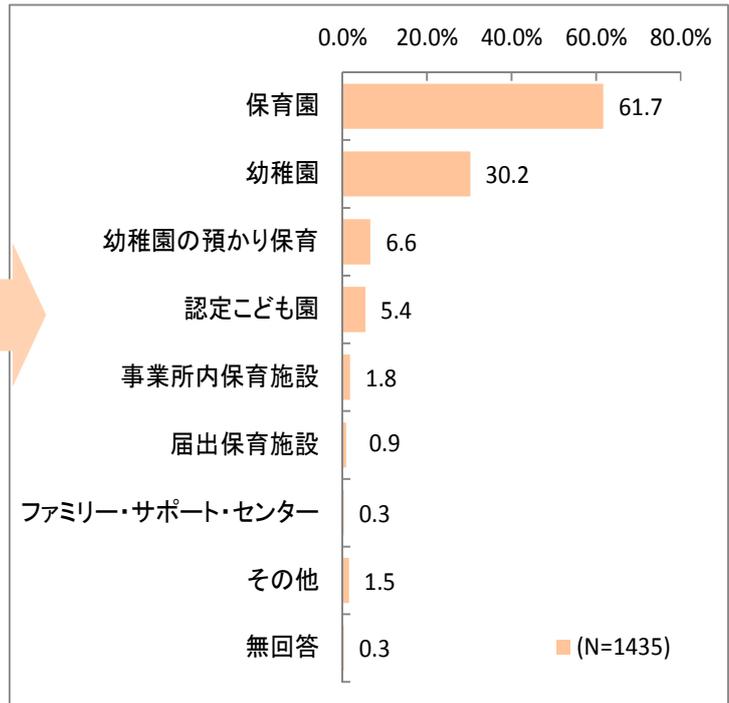
平日の定期的な教育・保育を利用している人が7割を超えています。
 利用している教育・保育の種類をみると、「保育園」(61.7%)が6割を超えており、次いで「幼稚園」(30.2%)となっています。
 今後利用したい場所については、「居住地の近く」(80.6%)が8割と大半を占めています。

図表-34 平日の定期的な教育・保育の利用状況

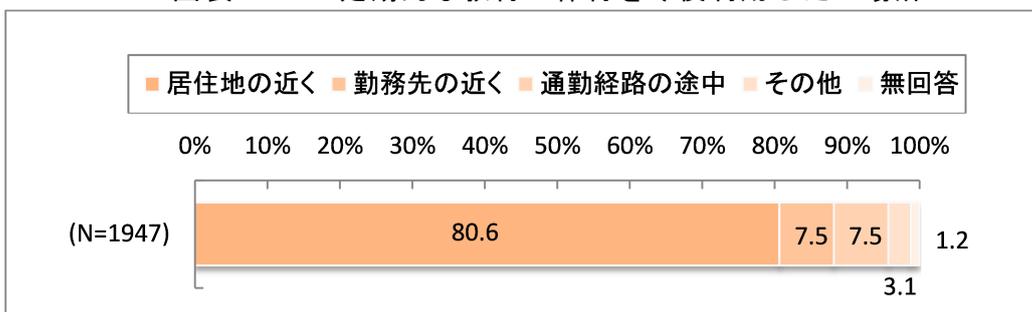
【定期的な教育・保育の利用状況】



【利用している教育・保育の種類】



図表-35 定期的な教育・保育を今後利用したい場所

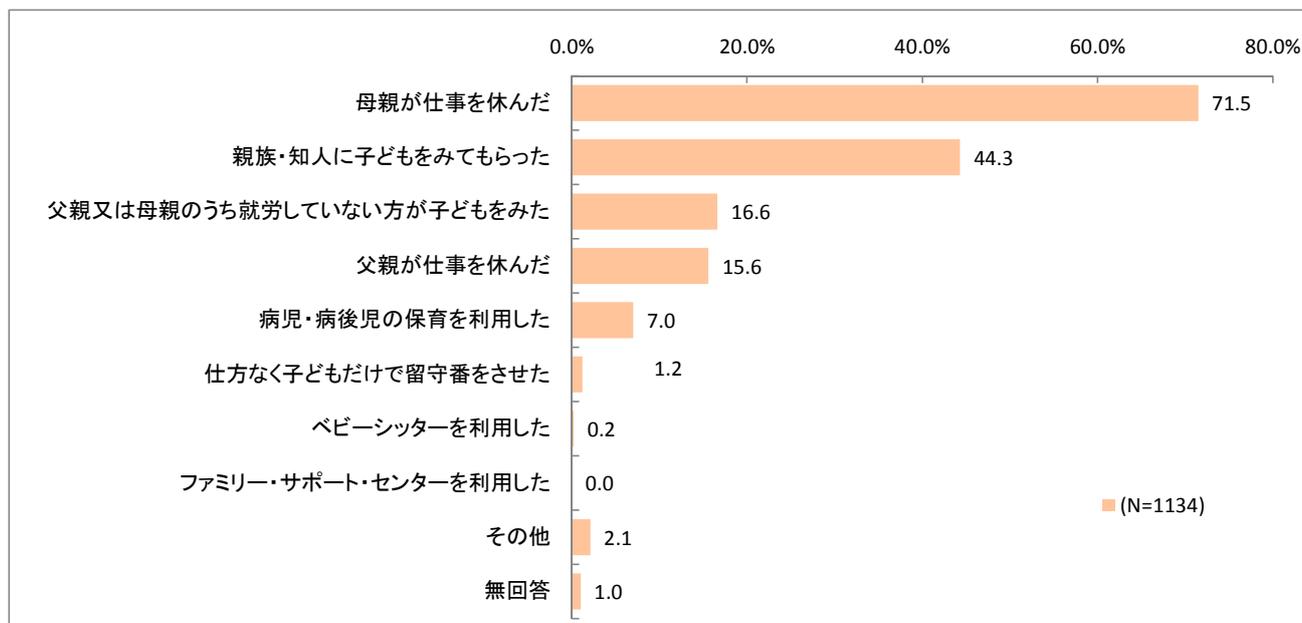


④ 子どもの病気時の対応について

平日定期的に保育所や幼稚園での教育・保育事業を利用している人の8割(79.0%)は、過去1年間のうちに、子どもの病気やケガのために教育・保育事業が利用できなかったことがあったと回答しています。

その際の対処方法では、母親が仕事を休んで対処している家庭(71.5%)が7割を超えています。

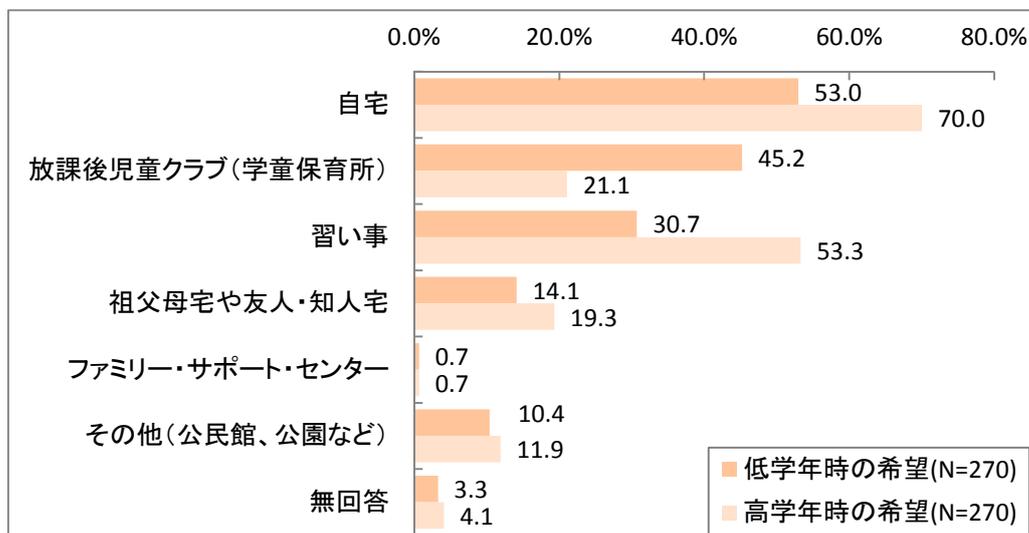
図表-36 子どもの病気等のために教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法



⑤ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

子どもが来年度小学生になる人に、小学校低学年・高学年になったときに放課後どのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、低学年・高学年ともに「自宅」(低学年:53.0%、高学年:70.0%)が最も多くなっています。これに低学年では「放課後児童クラブ(学童保育所)」(45.2%)、高学年では「習い事」(53.3%)が続いています。

図表-37 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

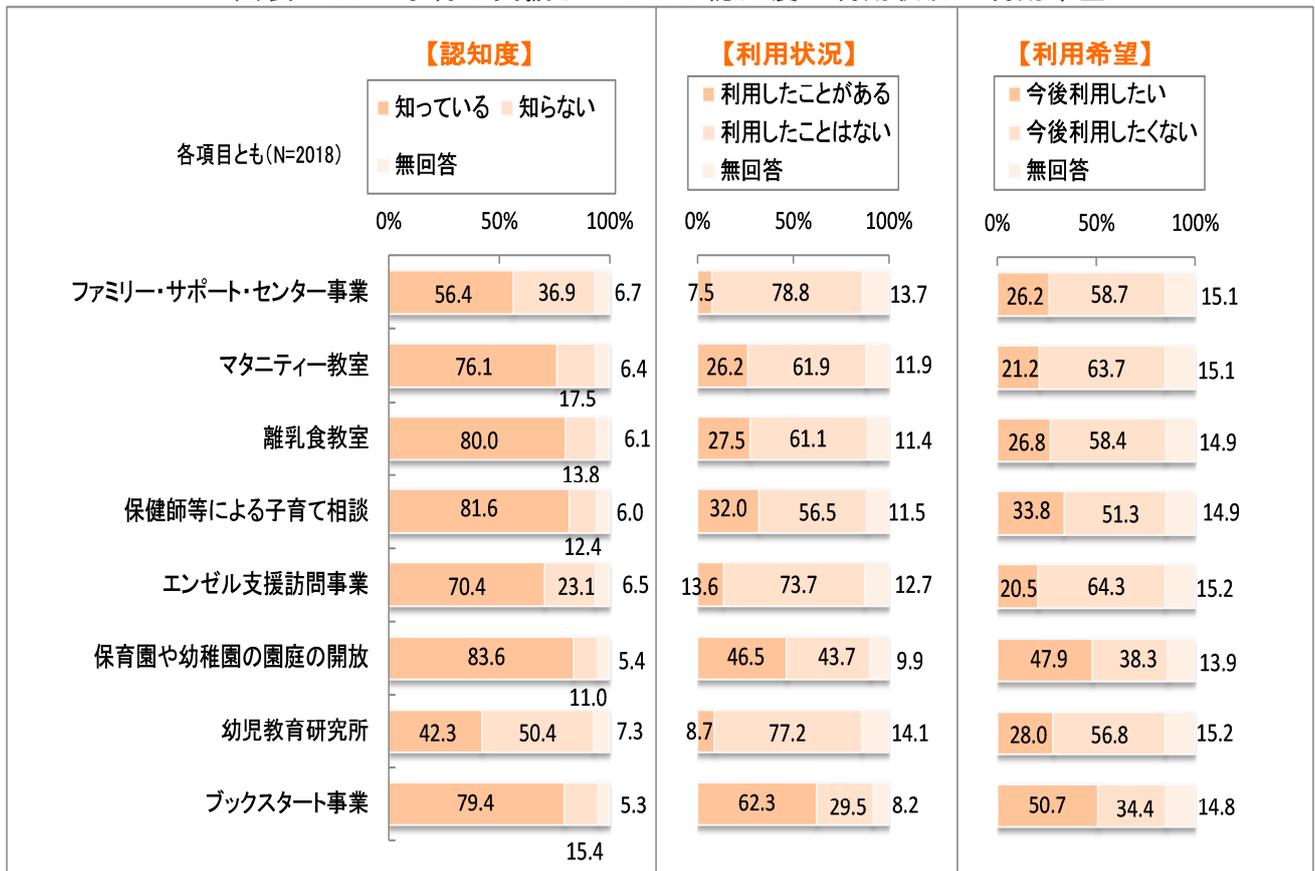


⑥ 子育て支援サービスについて

認知度の高いサービスは「保育園や幼稚園の園庭の開放」や「保健師等による子育て相談」、
「離乳食教室」で、いずれも 8 割を超えています。

利用率の高いサービスは「ブックスタート事業」や「保育園や幼稚園の園庭開放」、
「保健師等による子育て相談」等であり、利用希望については「ブックスタート事業」が最も多く、半数
の人が希望しています。

図表－38 子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用希望

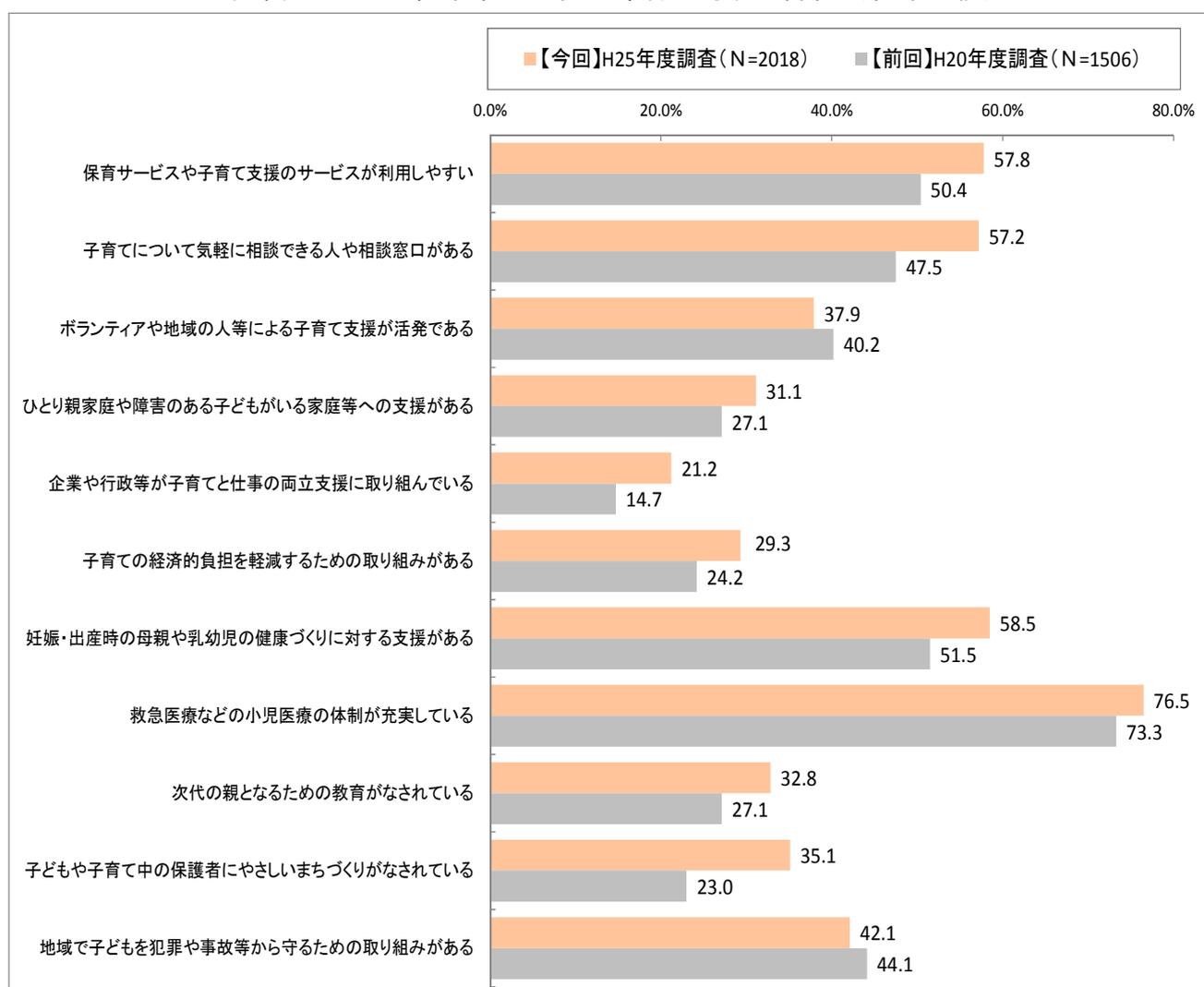


⑦ 久留米市の子育て環境に対する評価

久留米市の子育て環境について、評価している人の割合（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせた『思う』の割合）が最も高い項目は、「救急医療などの小児医療の体制が充実している」（76.5%）であり、以下「妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある」（58.5%）、「保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい」（57.8%）、「子育てについて気軽に相談できる人や相談窓口がある」（57.2%）となっています。

平成20年度に実施した前回調査と比較すると、「保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい」（+7.4ポイント）や「子育てについて気軽に相談できる人や相談窓口がある」（+9.7ポイント）、「妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある」（+7.0ポイント）、「子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされている」（+12.1ポイント）などで評価している人の割合が高まっています。

図表－39 久留米市の子育て環境に対する評価（経年比較）

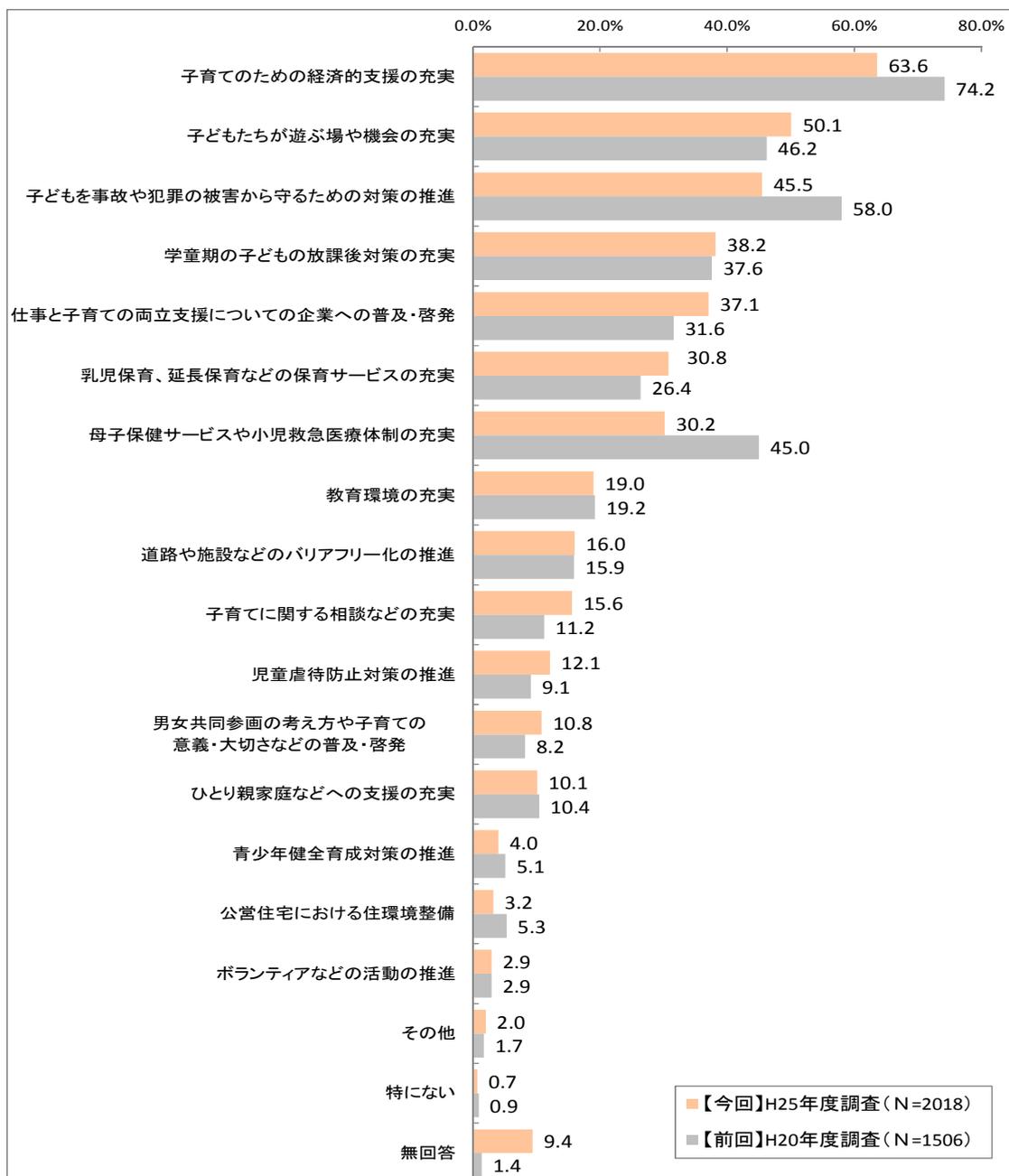


⑧ 子育て支援として久留米市に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために久留米市に期待することは、「子育てのための経済的支援の充実」(63.6%)が最も多く、次いで「子どもたちが遊ぶ場や機会の充実」(50.1%)、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(45.5%)、「学童期の子どもの放課後対策の充実」(38.2%)となっています。

平成20年度に実施した前回調査と比較すると、「仕事と子育ての両立支援についての企業への普及・啓発」(+5.5ポイント)や「乳児保育、延長保育などの保育サービスの充実」(+4.4ポイント)、「子育てに関する相談などの充実」(+4.4ポイント)は期待する人の割合が4～5ポイント程度伸びています。これに対して「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」(▲14.8ポイント)や「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」(▲12.5ポイント)、「子育てのための経済的支援の充実」(▲10.6ポイント)は期待する人の割合が10ポイント以上減少しています。

図表－40 子どもを健やかに生み育てるために久留米市に期待すること（経年比較）



4 グループインタビューの結果

(1) グループインタビューの概要

子育て中のさまざまな立場の市民から意見を聴取し、本計画策定の参考とすることを目的として、平成26年8月にグループインタビューを実施しました。

対象 障害のある子どもの保護者、多胎児の保護者、ひとり親家庭、子育て中の外国人、子育て中の父親 など

(2) 主なインタビュー結果

① 久留米市の子育て環境に対する評価（良い点）

- 地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん等の子育て支援拠点・相談窓口が多いことが評価されている。
- 多様な子育て家庭への配慮として、幼児教育研究所やエンゼル応援隊等の本市独自の取組が評価されている。
- 救急医療などの医療体制が充実していることについても複数の団体から評価を得ている。

【主な意見】

■ 子育て支援拠点や子育てに関する相談窓口について

- ・地域子育て支援センター、子育て交流プラザくるるん等、子連れで行ける拠点・相談窓口が多い。

■ 多様な家庭に配慮した独自の取組について

- ・障害児等の発達に支援を要する子どもに対する支援が充実している（幼児教育研究所、発達支援事業、保育所全園での加配など）。
- ・エンゼル応援隊（エンゼル支援訪問事業）による産前・産後の支援がある。
- ・母子健康手帳等が多言語に翻訳され、外国人にも配慮されている。

■ 医療体制について

- ・医療機関が多く、救急医療体制も充実していて安心である。

② 久留米市の子育て環境の課題（改善すべき点、課題解決のために必要なこと）

- 病児保育や緊急時の一時預かり等の充実が求められている。
- 障害児や多胎児の保護者に対する保健師等訪問事業の充実やピアカウンセリングの仕組みづくりなど、きめ細やかな配慮を必要とする家庭への支援が必要とされている。
- 子育てに関する情報提供として、アウトリーチ型の情報提供や行政内部での関連情報の共有、ホームページ等の情報提供媒体の充実が必要とされている。
- このほか、子育ての経済的負担の軽減や、休日の遊び場の確保等の子連れにやさしい環境づくりについての要望があがっている。

【主な意見】

■ 教育・保育、子育て支援事業について

- ・病児保育の体制が不十分である（実施施設数・定員とも不足、遠方から利用しにくい）。
- ・緊急時の預かり先が少ない（小学生の緊急時の預かり先が少ない、ファミリー・サポート・センター事業は利用しにくい）。
- ・放課後児童クラブの長期休暇中のみの預かりを行ってほしい。
- ・エンゼル応援隊（エンゼル支援訪問事業）をさらに充実してほしい（利用日時等の拡大、費用負担軽減 など）。

■ きめ細かな配慮を必要とする家庭への支援について

- ・幼児教育研究所のような相談機関を増やしてほしい。
- ・障害児の保護者への切れ目のない支援が必要である（就学前～就学後～卒業までの将来ビジョンが描けるような支援 など）。
- ・保健師等による訪問事業について、障害児や多胎児の家庭に対し、よりきめ細やかな配慮ができるよう、充実してほしい（各家庭の状況に応じた情報提供、スタッフの資質向上、継続訪問 など）。
- ・同じ境遇の保護者同士が交流や情報交換できる機会や仕組みを作してほしい（障害児や多胎児の保護者同士のピアカウンセリングの場・機会づくり、保健師等訪問事業への先輩保護者の同行 など）。
- ・外国人の保護者の子育て支援については、各国の交流会等の当事者団体と連携して取り組んでほしい。

■ 子育てに関する情報提供について

- ・資料の配布だけでは必要な支援につながらない保護者が多い。アウトリーチ型の情報提供が必要である。
- ・行政内での情報共有が十分になされていないように感じる。ひとり親や障害児のいる家庭、外国人等、手続きや相談に来ている保護者の状況に応じて、他部署の情報も含め必要な情報を積極的に提供してほしい。
- ・子育て支援ホームページ等での情報提供を充実してほしい（ホームページ掲載の遊び場・イベント情報の充実、フェイスブックや電子メール等の活用 など）。

■ 子育てに関わる経済的負担の軽減について

- ・教育・保育にかかる費用負担を軽減してほしい。
- ・多胎児のいる家庭の経済的負担を軽減してほしい（妊婦健診の回数が増えるため補助券が足りない、オムツ等の備品の負担も大きい など）。
- ・外国に比べて日本の子育て費用負担は大きい。中学生以上も教育費がかかるため経済的な支援を充実してほしい。

■ 子連れにやさしい環境づくりについて

- ・ 休日（土日）に子どもを遊びに連れて行けるところが少ない（子育て交流プラザくるるんに集中、地域子育て支援センターは日曜閉館している など）。
- ・ 子ども連れに配慮した施設や設備が少ない（子連れで行けるスーパーや飲食店等が少ない、父親も入れる多目的トイレの情報がほしい など）。
- ・ 安全に遊べる公園や遊び場が少ない。
- ・ 狭い歩道が多いなど、道路環境に不安を覚える地域がある。

5 計画策定の経緯等

(1) 計画策定の経緯

	期 日	内 容
平成 25 年度	平成 25 年 10 月 17 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 25 年度第 1 回）
	10 月 15 日 ～10 月 27 日	ニーズ調査（子育てに関するアンケート調査）の実施
	11 月 5 日 ～11 月 15 日	就労状況等に関するアンケート調査（幼稚園児保護者向け）の実施
	11 月 18 日 ～12 月 6 日	就労状況等に関するアンケート調査（小学生保護者向け）の実施
	平成 26 年 1 月 30 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 25 年度第 2 回）
	2 月 17 日 ～ 3 月 18 日	子ども・子育て支援新制度施行に伴う関係 5 条例の策定方針に関する意見募集（パブリックコメント）の実施
	3 月 25 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 25 年度第 3 回）
平成 26 年度	5 月 22 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 1 回）
	6 月 16 日 ～7 月 15 日	子ども・子育て支援新制度の施行にあたって市町村が独自に定める事項に対する意見募集（パブリックコメント）の実施
	8 月 20 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 2 回）
	8 月	グループインタビュー実施
	9 月 17 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 3 回）
	12 月 17 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 4 回）
	平成 27 年 1 月 7 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 5 回）
	1 月 29 日 ～ 2 月 27 日	事業計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施
	3 月 13 日	久留米市子ども・子育て会議（平成 26 年度第 6 回）

(2) 久留米市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日
久留米市条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、久留米市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号の事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する重要事項を調査審議する。

- 2 子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。))をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

(会議)

第8条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、委員又は部会の申し出により、必要があると認めるときは、職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(3) 久留米市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	所属・役職等	氏名	備考
保護者	くるめ子ども・子育てフォーラム 実行委員経験者	池田 彩	
	くるめ子育て便利マップ 編集委員	草場 麻衣子	
	子育てパートナー養成講座 受講者	田中 知憂	
事業主代表	久留米商工会議所女性会 会長	津福 信子	
労働者代表	日本労働組合連合会福岡県連合会 北筑後地域協議会 副議長	久保 亮平	
子ども・子育て 支援事業従事 者（幼児教育施 設関係）	久留米市幼保連携型認定こども園協議会 会長	江頭 渡	
	久留米市私立幼稚園協会 会長	藤田 喜一郎	
子ども・子育て 支援事業従事 者（保育施設関 係）	保育所型認定こども園江上保育園 副園長	関 俊英	
	一般社団法人久留米市保育協会 理事長	武藤 好美	
子ども・子育て 支援事業従事 者（その他）	特定非営利活動法人「子育て支援ボランティアくるる んるん」 副代表理事	井上 祥子	
	特定非営利活動法人「ル・バトー」 代表理事	田町 菜穂子	
	久留米市学童保育所連合会 事務局長	橋本 英作	
	久留米市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会 第3ブロック長	藤井 まゆみ	
	久留米男女共同参画推進ネットワーク「えがりて久留 米」 会長	吉岡 マサヨ	
学識経験者	久留米大学文学部社会福祉学科 教授	菊池 正治	会 長
	久留米信愛女学院短期大学幼児教育学科 学科長	椎山 克己	副会長

(4) 久留米市子ども・子育て会議 答申

平成27年3月23日

久留米市長 檜原 利則 様

久留米市子ども・子育て会議
会長 菊池 正治

久留米市子ども・子育て支援会議における審議について(答申)

このことについて、本会議は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、先に諮問を受けた「久留米市子ども・子育て支援事業計画について」に対し、同法の基本指針における目指すべき社会の実現を念頭に置き、基本的な考え方や具体的な施策等について、全9回にわたり議論を積み重ねてきました。

当会議からの意見を踏まえた「(仮称)久留米市子ども・子育て支援事業計画案」として策定すべきものと認めたので、以下の点について、意見を添え、これを答申します。

久留米市におかれましては、本答申を踏まえて、計画の目指す姿である「子どもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、より一層、積極的に取り組まれますよう期待しております。

記

1. 社会全体で子どもと子育てを支援していくため、久留米市に豊富にある多くの子育て支援を担っている社会的資源と協調・連携しながら、様々な事業の展開を図ること。
2. 家庭をはじめ、地域、企業、行政が一体となって計画を進めていけるように、各施策のきめ細やかな広報周知、及び各事業の着実な推進に向けた体制の充実に努めること。特に行政が子育て支援施策を推進するにあたっては、関係部局が十分な連携を図り、効率的・効果的な事業実施に努めること。
3. 計画の推進にあたっては、毎年度、計画の進捗状況についての報告を行うとともに、見直しが必要と思われるものについては、本会議の意見を聴きながら精査を行っていくこと。

くるめ子どもの笑顔プラン

[久留米市子ども・子育て支援事業計画]

2015（平成 27）年 3 月

発行 久留米市 子ども未来部
〒830-8520 久留米市城南町 15-3
(電話) 0942-30-9227

